

諸外国における競争政策の動向

平成18年4月26日

総合通信基盤局

料金サービス課

目次

I. はじめに

1. 英国、米国及び韓国におけるブロードバンド市場における競争状況の比較
2. EUにおける競争の構図
3. 米国通信市場における競争軸
4. 通信速度あたりのブロードバンド料金

II. EU

1. EUにおける現行の電子通信規制パッケージの概要(1)
2. EUにおける現行の電子通信規制パッケージの概要(2)
3. 競争ルールの枠組み
4. SMP事業者に対する規制(1)
5. SMP事業者に対する規制(2)
6. SMP事業者に対する規制(3)
7. SMP事業者に対する規制(4)
8. SMP事業者に対する規制(5)
9. SMP事業者に対する規制(6)
10. SMP事業者に対する規制(7)
11. EUにおける移動体通信事業者に対するSMP規制(1)
12. EUにおける移動体通信事業者に対するSMP規制(2)
13. 欧州における最近の動向(1)
14. 欧州における最近の動向(2)
15. 欧州における最近の動向(3)
16. EUにおける電子通信市場の状況(05年)
17. EUにおけるユニバーサルサービスの範囲の見直し

III. 英国

1. 英国における競争ルール見直しの動向(全体像)
2. 英国通信法による競争ルールの枠組み
3. 英国における市場分析の概要
4. 英国における市場分析とSMP規制(1)
5. 英国における市場分析とSMP規制(2)
- 【参考】非対称規制～NTT東西とBTの比較
6. テレコムに関する戦略的レビュー(総論)
7. テレコムに関する戦略的レビュー(第1フェーズ)
8. テレコムに関する戦略的レビュー(第2フェーズ-1)
9. テレコムに関する戦略的レビュー(第2フェーズ-2)
10. テレコムに関する戦略的レビュー(第3フェーズ-1)

11. テレコムに関する戦略的レビュー(第3フェーズ-2)
12. テレコムに関する戦略的レビュー(第3フェーズ-3)
13. テレコムに関する戦略的レビュー(第3フェーズ-4)
14. BTの次世代ネットワーク移行計画(1)
15. BTの次世代ネットワーク移行計画(2)
16. BTの「公約」(1)
17. BTの「公約」(2)

【参考】テルストラ(豪州)の組織再編

18. BTの「公約」(3)
19. SMP事業者による不当な差別的取扱い
20. BTの次世代ネットワークに関する取扱い指針
21. 英国における次世代ネットワークに対する規制方針
22. 英国における料金規制の見直し(1)～電話サービスに係る小売料金規制の緩和～
23. 英国における料金規制の見直し(2)～BTの大口顧客向け相対料金契約の解禁～
24. 英国におけるユニバーサルサービス義務の見直し

IV. 米国

1. 2. 96年連邦通信法(Telecommunications Act of 96)
2. 米国における電気通信市場の状況(05年6月)
3. 市場の融合とサイロ型の規制
4. VoIPの通信法上の取扱いを巡る議論
5. VoIPを巡る議論---ブランドX訴訟
6. 米国通信市場における合併等の動き
7. 競争事業者(CLEC)の加入者回線数の推移
8. 接続ルールの見直し
9. 事業者間精算料金制度の見直し
10. ビル&キープ方式の考え方
11. ビル&キープ方式の検討課題
12. AOLとタイムワーナーの合併
13. 相次ぐ通信事業者の合併
14. ネットワークの中立性(network neutrality)を巡る議論
15. ネットワークレイヤーモデル(MCI)
16. ネットワークの中立性---ネットワーク開放を巡る議論
17. ネットワークの中立性を巡るFCCの「政策宣言」
18. 上院における連邦通信法見直しの動き(Ensign法案)

目 次

- 19. 上院におけるネットワーク中立性を巡る法案の動き(ワイデン法案)
- 20. 下院における連邦通信法見直しの動き(バートン法案)
- 21. 米国におけるブロードバンドサービスに対する規制差し控え

V. 韓国

- 1. 韓国における市場の現状(1)
- 2. 韓国における市場の現状(2)～ブロードバンドに関する日韓比較～
- 3. 韓国の競争政策の推移
- 4. 競争ルールの枠組みについて
- 5. 電気通信事業の区分等
- 6. 料金・約款規制、接続規制
- 7. 接続料の算定
- 8. 韓国のユニバーサルサービス制度の概要(1)
- 9. 韓国のユニバーサルサービス制度の概要(2)
- 10. 韓国のブロードバンド政策
- 11. WiBroの事例

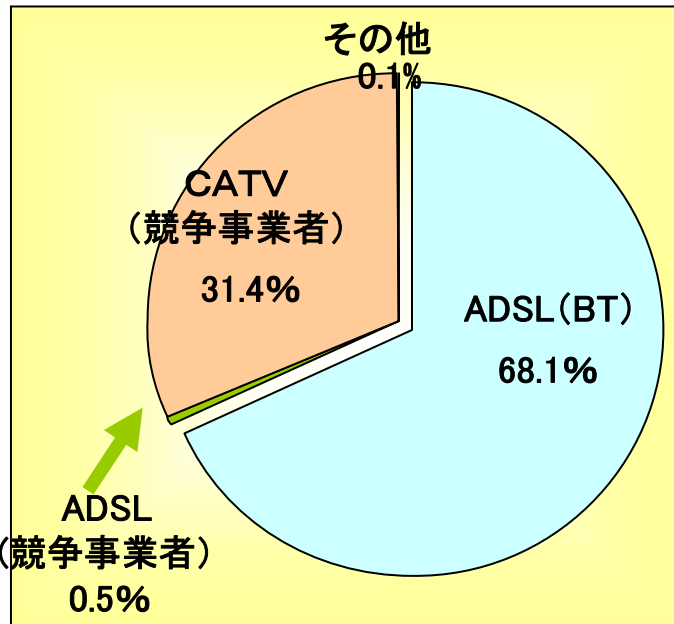
VI. 諸外国

- 1. 諸外国における販売奨励金・SIMロック関連規制の状況(1)
- 2. 諸外国における販売奨励金・SIMロック関連規制の状況(2)

1-1. 英国、米国及び韓国におけるブロードバンド市場における競争状況の比較

加入者数 6.1百万件

英国

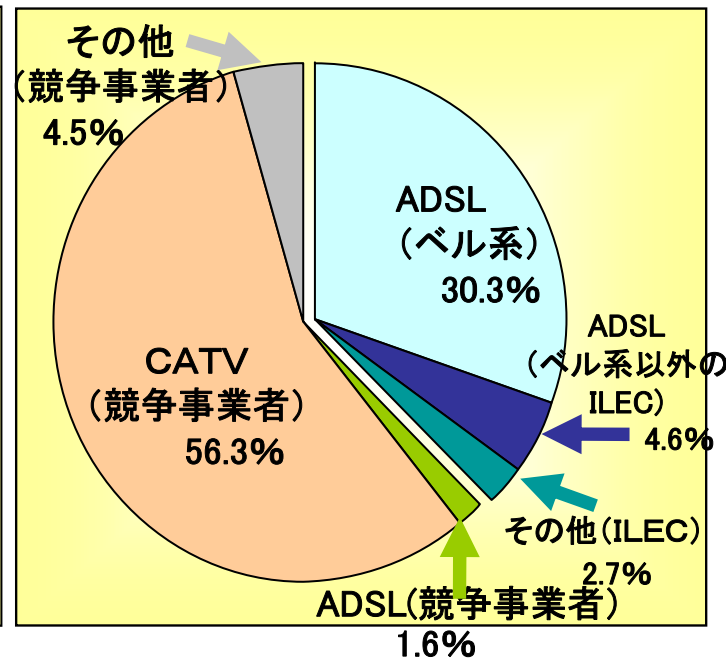


(出典: 欧州委員会)

(2004年12月末)

加入者数 37.9百万件

米国

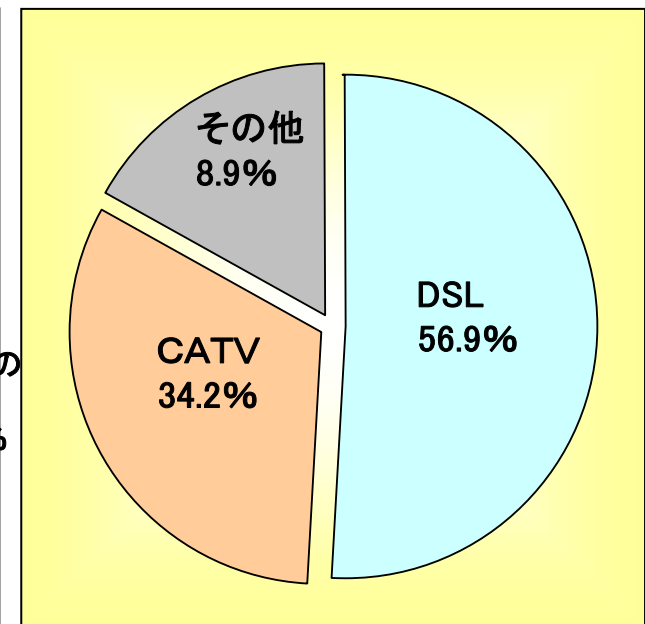


(出典: FCC)

(2004年12月末)

加入者数 11.9百万件

韓国



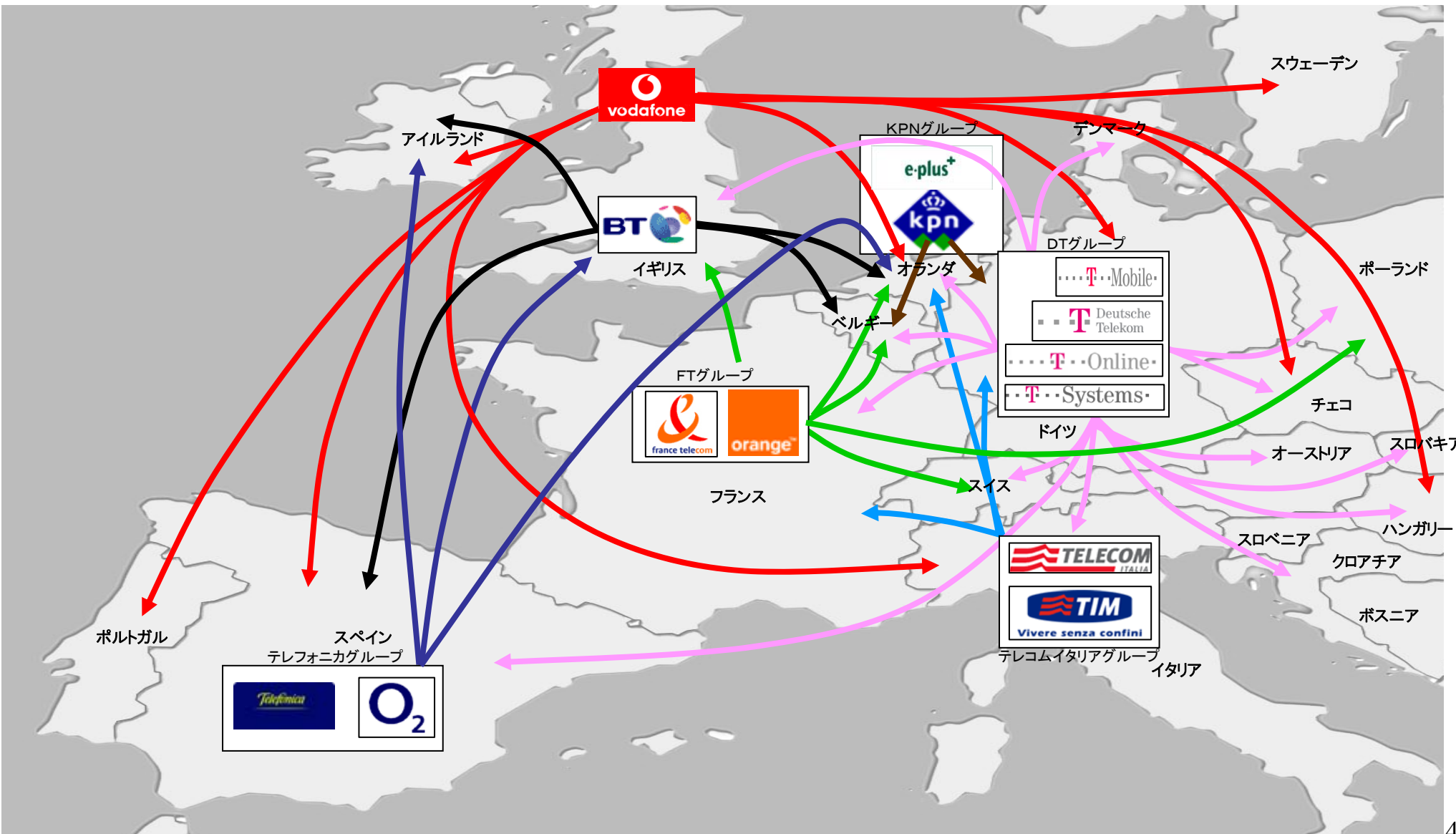
(出典: MIC)

(2004年12月末)

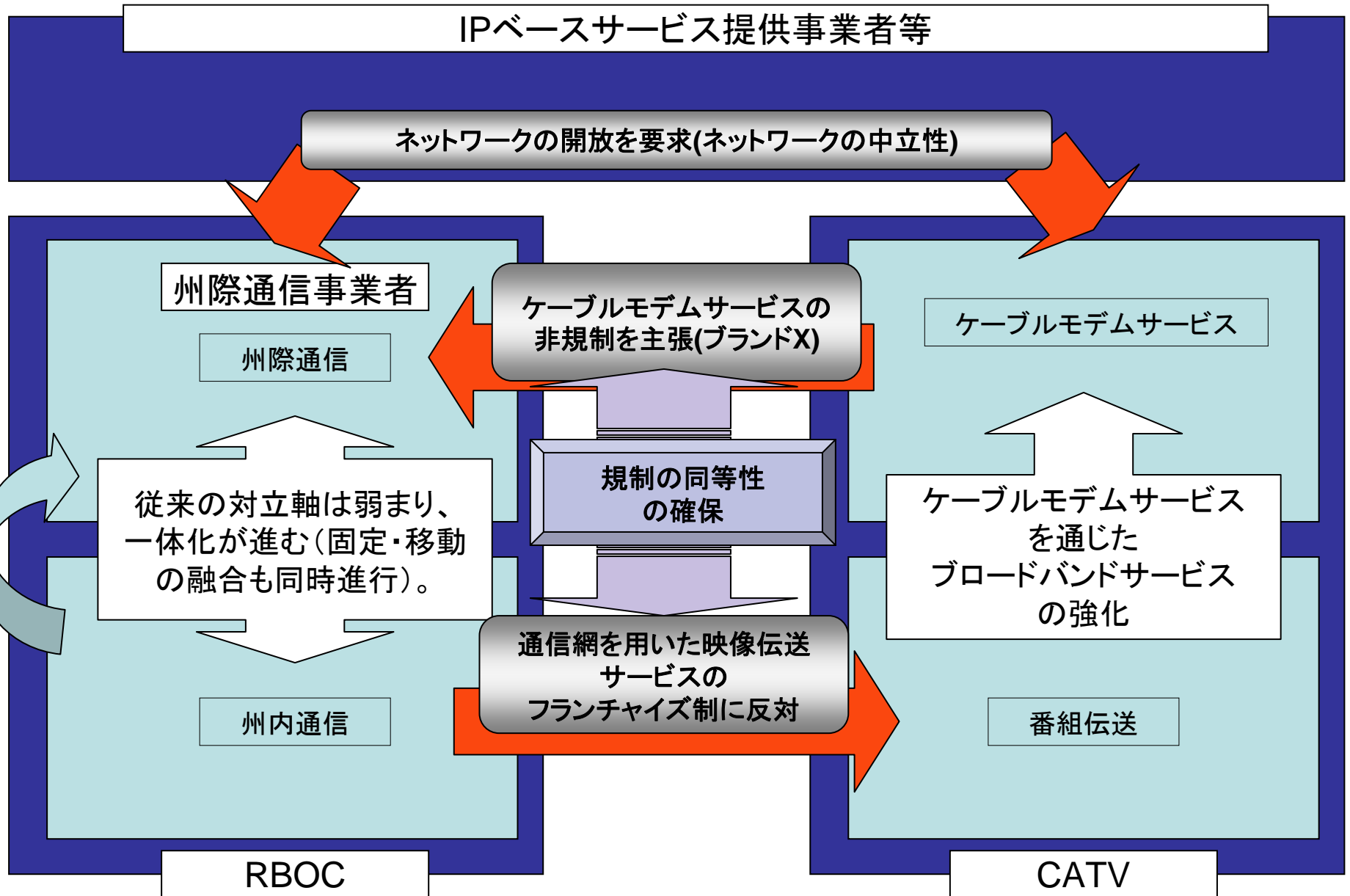
注: ADSL (競争事業者) については、ラインシェアリングを含む。

1-2. EUにおける競争の構図

- 電子通信規制パッケージの下でEU域内の競争ルールが共通化が進展。
- 各国の支配的事業者は、域内の他国に競争事業者として活発に参入。

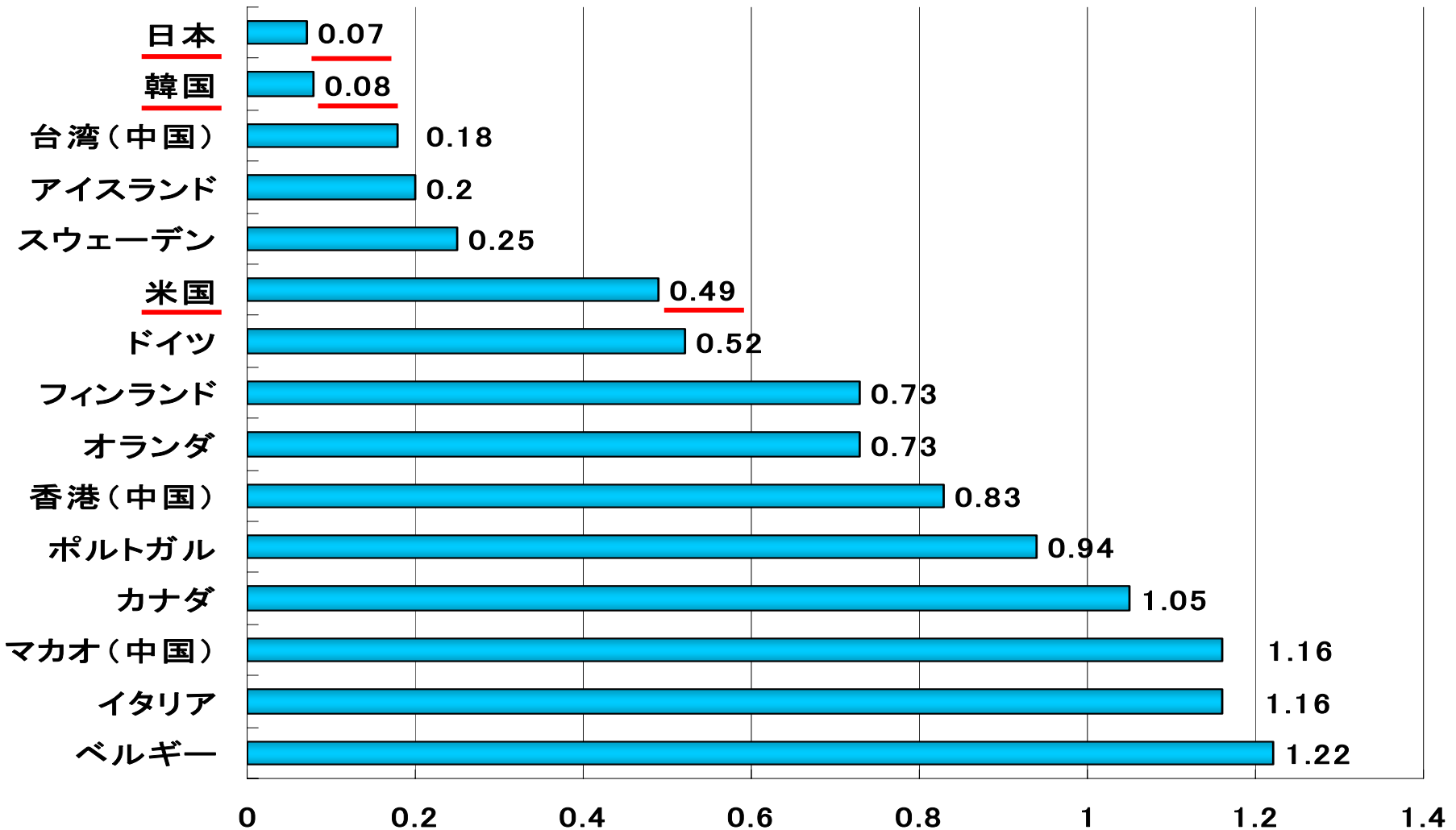


1-3. 米国通信市場における競争軸



1-4. 通信速度あたりのブロードバンド料金

データ伝送量100kbps当たりの費用(単位米ドル)



出典:ITU “The Internet of Things” (2005)

II-1. EUにおける現行の電子通信規制パッケージの概要(1)

現行の電子通信規制パッケージ導入までの背景

1998年の完全自由化^(注)は、料金の低下や事業者数の増加といった競争の急速な進展をもたらしたものの、1998年の規制枠組みは、第一には競争への移行を成し遂げるためのものであり、競争的市場の創造と新規参入者の権利確保に焦点を当てていた。

(注)完全自由化:1988年の端末自由化に始まり、専用線、衛星通信、移動通信と徐々に(旧)国営事業者による独占分野の開放が進められ、1998年の音声サービスの自由化により、通信サービスの完全自由化が達成された。



次の段階として、すべての市場、とりわけ地域レベルの市場において競争を強化することを狙いとする新たな枠組みを定めるため、

- ① 通信サービスのための開かれた競争的な欧州市場を促進・持続させる
- ② 欧州市民に利益をもたらす
- ③ 融合が進みつつある環境において域内市場を統合・強化することを政策目標に掲げた「1999年通信レビュー」を実施。



2000年、レビューの結果等を踏まえて電子通信規制パッケージ案を公表。その後、パブリック・コメント手続を経て2002年に成立。これにより、各加盟国は、2003年7月24日までに国内法制化が義務付けられた(期限内に国内法制化を達成したのは、英国、イタリア、スウェーデン、デンマーク及びフィンランドの5か国)。

II-2. EUにおける現行の電子通信規制パッケージの概要(2)

電子通信規制パッケージ(6指令・1決定)と関連規制の概要

枠組み指令

電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)について規定(2002年4月)

アクセス指令

電子通信ネットワーク等へのアクセス・相互接続規制について規定(2002年4月)

認可指令

事業参入資格の一般認可制及び一般認可により付与される権利・条件等について規定(2002年4月)

ユニバーサルサービス指令

小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定等について規定(2002年4月)

プライバシー保護指令

事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報の取扱い等について規定(2002年7月)

SMP ガイドライン

市場分析の方法及びSMPの判定基準等について規定(2002年7月)

関連市場 勧告

市場分析の対象とする18の市場を定義(2003年5月)

競争指令

電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利の廃止等について規定(2002年9月)

無線周波数 決定

欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整及び周波数の効率的な使用の確保について規定(2002年4月)

※年月はいずれも
官報掲載時期

II-3. 競争ルールの枠組み

電子通信規制パッケージの基本的考え方

電子通信規制パッケージの目標

- ① 電子通信分野における競争を促進すること
- ② 域内市場の機能を高めること
- ③ 市場の力によっては保障されない基本的なユーザの利益を保障すること

メディア、通信及びIT分野の融合を念頭に「電子通信」(electronic communications)の概念を導入し、「通信ネットワーク」と「関連サービス」について、様々な形態にかかわらず単一の枠組みを適用(下図のイメージ)
→ 技術中立性の確保、共同体全体で調和の取れた規制枠組みの適用を確保するための手続の確立等に寄与

Content Services

(e.g. broadcast content, e-commerce services)

電子通信規制パッケージの対象外

Communications Services

(e.g. telephone, fax, e-mail)

Communications networks and associated facilities

(e.g. fixed, mobile, satellite, cable TV, powerline systems, networks used for radio and television broadcasting)

電子通信規制パッケージの対象

II-4. SMP事業者に対する規制(1)

SMP事業者に対する規制の趣旨

1999年通信レビューでは、分野特殊な規制と欧州競争法のルール of 適切なバランスを維持し、競争法上の概念を分野特殊な規制に活用すべきとの考え方を示している。

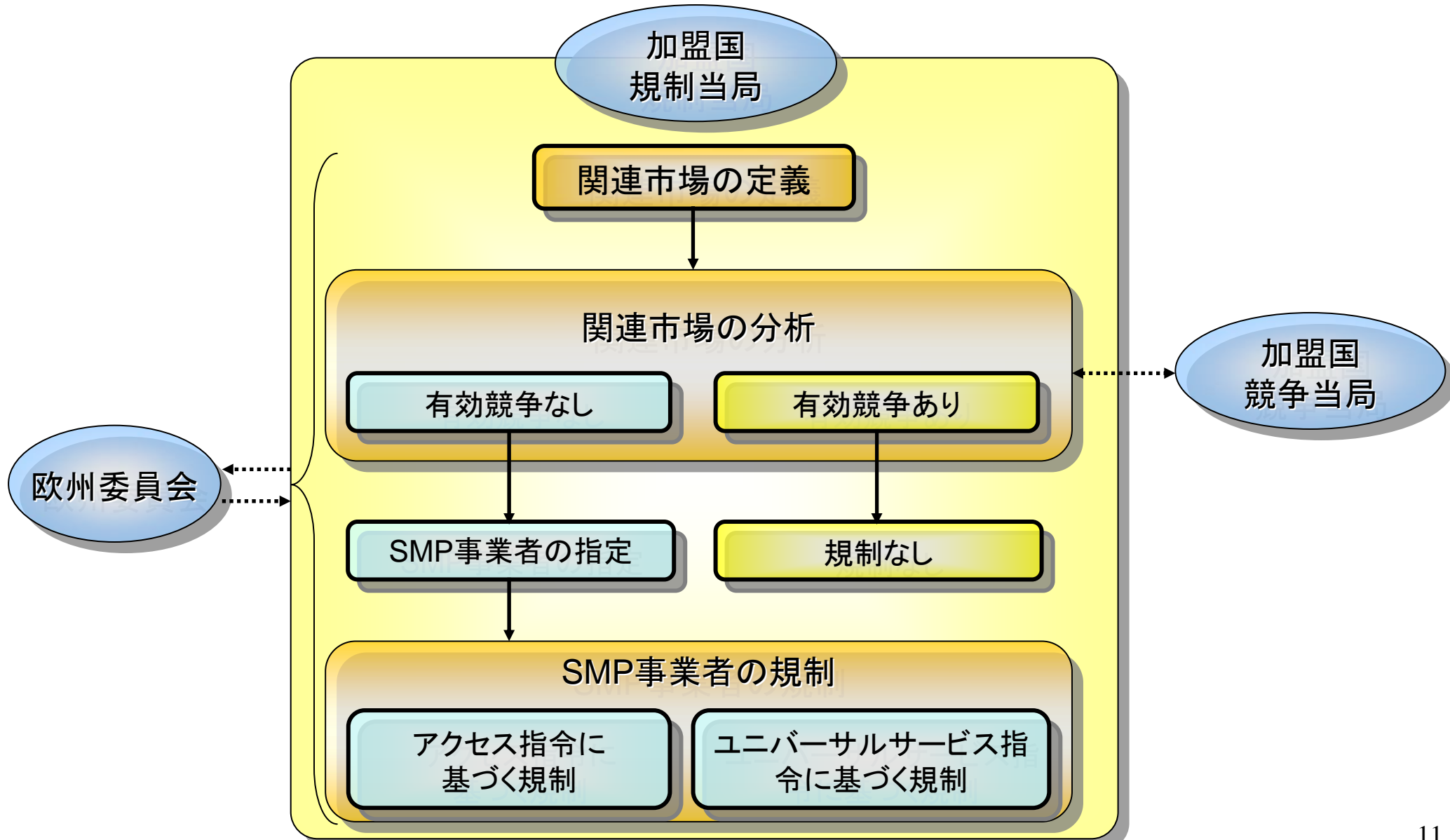
そこで、現行の電子通信規制パッケージでは、

- ① 欧州競争法の原則と調和させるため、SMPの概念を競争法上の支配的地位の概念に依拠させるとともに、
- ② 市場において有効競争が行われていないと判断される場合にのみSMP事業者を認定し、当該事業者に対してあらかじめ一定の義務を課す(非対称規制)
こととされている。

SMP事業者に義務を課す目的は、当該事業者が、関連する市場における競争を制限し又は歪めるために、若しくは隣接市場において市場力を梃子とするためにその市場力を用いることができないようにすることである。

II-5. SMP事業者に対する規制(2)

加盟国規制当局による市場分析とSMP事業者の指定の流れ



II-6. SMP事業者に対する規制(3)

市場の定義と分析

加盟国の規制当局は、競争法の原則に従い、欧州委員会の

- ① 関連市場勧告(卸売市場と小売市場で計18の市場を定義。次頁を参照)
- ② SMPガイドライン

を最大限に考慮して、各国の状況に合致した関連市場(特に、その領域における特定の関連地理的市場)を定義する。

そして、加盟国の規制当局は、SMPガイドラインを最大限に考慮して関連市場の分析を行い、関連市場が有効に競争的かどうか判断する。

市場分析における競争当局との関係

加盟国の規制当局は、市場分析に当たって、必要な場合には競争当局と協力することとされている。競争の評価に関する競争当局の意見は適切なものであり、このような協力は重要である。ただし、市場分析の実施に法的な責任を持つのは規制当局である。

また、加盟国の規制当局と競争当局は、本規制枠組みを適用するために必要な情報をお互いに提供し合うこととされている。

II-7. SMP事業者に対する規制(4)

欧州委員会による関連市場の定義(欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」)

小売レベル

- ①固定公衆電話網へのアクセス
(住宅用顧客向け)
- ②固定公衆電話網へのアクセス
(非住宅用顧客向け)
- ③固定市内及び(又は)全国電話サービス
(住宅用顧客向け)
- ④国際電話サービス
(住宅用顧客向け)
- ⑤固定市内及び(又は)全国電話サービス
(非住宅用顧客向け)
- ⑥国際電話サービス
(非住宅用顧客向け)
- ⑦最小限の専用線一式

卸売レベル

- ⑧固定公衆電話網上の呼発信
- ⑨個々の固定公衆電話网上的の呼着信
- ⑩固定公衆電話網における中継サービス
- ⑪ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブグループへのアンバンドルアクセス
- ⑫ブロードバンドアクセス
- ⑬専用線の終端
- ⑭専用線の幹線部分
- ⑮移動体公衆電話网上的のアクセス及び呼発信
- ⑯個々の移動体電話网上的の呼着信
- ⑰移動体公衆電話网上的の国際ローミングの卸売の全国市場
- ⑱放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

※ 勧告と異なる市場の定義を行う場合には、欧州委員会等との協議が必要

II-8. SMP事業者に対する規制(5)

SMP事業者の定義(枠組み指令第14条第2項及び第3項)

事業者が、単独で又は他者と共同で、支配に相当する地位、すなわち競争事業者、顧客そして最終的には消費者からも独立していると認められる程度に行動できる力のある強い経済的地位を有している場合には、その事業者は顕著な市場支配力を有するものとみなされるものとする。…(以下略)。

事業者が特定の市場において顕著な市場支配力を有している場合、当該事業者は、これと密接に関係している市場においても顕著な市場支配力を有しているものとみなされることがある。その場合、これら2つの市場が関連性を有するため、一方の市場で有している市場支配力が他方の市場への梃子となることが可能となり、それによって当該事業者の市場支配力が強化されることとなる。

共同の支配的地位(Collective/joint dominance)について(SMPガイドライン パラ87)

有効競争が複数の事業者間で成立しない場合において、それら複数の事業者が、顧客及び競争事業者に対し、支配的地位を有する単一の事業者と実質的に同様の地位を有しているならば、これらの事業者は共同の支配的地位を有するとみなされるであろう。

実際問題として、競争が行われていない原因としてこれらの事業者間に何らかのつながりが存在することが考えられるが、欧州委員会は、そのようなつながりが存在することは、共同の支配的地位を認定するに当たっての前提条件とはならないと述べている。

II-9. SMP事業者に対する規制(6)

SMP事業者の判断基準(SMPガイドライン パラ75)

関連市場において大きなシェアを持たない事業者は市場支配的地位を有しそうにないことから、関連市場におけるシェアは、支配的地位を有するかどうかの重要な判断要素。

- ◇ 50%超 → 支配的地位が推定される
- ◇ 40%超 → 通常、支配的地位が発生し得る
- ◇ 25%程度 → 支配的地位を享受しているとはいえない

なお、シェア算定の基礎は関連市場の特徴により異なる(販売量、売上高等)。

関連市場シェア以外の考慮要素(同上 パラ78)

他方、関連市場におけるシェアが大きいことのみをもって市場支配的地位の存在が認定されるわけではなく、次のような要素が考慮される。

- ・事業者の総体的規模
- ・容易に重複し得ないインフラのコントロール
- ・技術的な利点ないし優位性
- ・対抗する購買力の不在ないし低さ
- ・資本市場/金融資源への容易な/優越的なアクセス
- ・製品・サービスの多様性
- ・規模の経済性
- ・範囲の経済性
- ・垂直的統合性
- ・高度に編成された流通及び販売ネットワーク
- ・潜在的競争の不在
- ・拡大への障壁

II-10. SMP事業者に対する規制(7)

SMP事業者に対して課される義務

関連市場においてSMP事業者を認定した場合は、必要に応じ、原則として卸売市場に関連する責務はアクセス指令第9条から第13条に基づいて、小売市場に関する責務はユニバーサルサービス指令第17条から第19条に基づいて義務を課すこととなる。

※アクセス指令の場合(例)

	内容
透明性の義務(第9条)	▶ 会計情報、技術仕様、供給及び利用に関する条件、料金等の情報を公表
無差別の義務(第10条)	▶ 同等のサービスを提供する他の事業者に対して同等の状況において同等の条件を適用
会計分離の義務(第11条)	▶ 相互接続及びアクセスに関連した特定の活動に関して会計分離の義務を賦課(例: 垂直統合型企業では、卸料金及びその内部移転料金を透明化)
特定のネットワーク設備へのアクセス及び利用の義務(第12条)	▶ 特定のネットワーク要素及び設備へのアクセス ^(注) を第三者に提供 ▶ コロケーション又は管路、建物、電柱の共用等設備の共用を提供 ▶ ネットワーク又はネットワーク設備と相互接続
料金規制及びコスト計算の義務(第13条)	▶ 特定の種類の相互接続及びアクセスの提供に関して、料金をコストに基づくこととする義務を賦課

(注) ネットワーク要素及び関連設備へのアクセスとして、具体的には①加入者回線へのアクセスや加入者回線を通じてサービスを提供するために必要な設備及びサービスへのアクセス、②建物、管路及び電柱を含む物理的インフラへのアクセス、③番号変換又は同等の機能を提供するシステムへのアクセス(ローミングのための固定及び移動体のネットワークへのアクセスを含む。)、④デジタル放送のための条件付きアクセスシステムへのアクセス等が例示されている(アクセス指令第2条(a))。

II-11. EUにおける移動体通信事業者に対するSMP規制(1)

●主要加盟国における指定の状況

	主要事業者とシェア (加入数ベース / 収益ベース)	対象市場	SMP指定 事業者	SMP規制の内容	備考
イギリス	ボーダフォン (22.4% / 30.1%) O2 (24.0% / 24.4%) オレンジ (23.2% / 22.8%) Tモバイル (26.3% / 18.7%) ハチソン3G※ (4.1% / 4.1%)	卸着信市場 (2G)	O2 オレンジ Tモバイル ボーダフォン	・合理的な条件によるネットワークアクセスの提供 ・不当な差別的取扱いの禁止 ・固定又は携帯発着携帯着接続料の規制 ・アクセス協定の公表 ・接続料金の届出	・各事業者のシェアをそれぞれ100%と認定 ・2004年6月の段階では、3Gについては明確な市場画定を行うのは時期尚早と判断し2Gのみを対象。しかし、2006年3月のコンサルテーションでは、3G網への着信量の増大を踏まえ、3Gも対象とすべきとの見解を表明(Ofcom)。
	※「スリー」のブランド名で事業展開		ハチソン3G	・接続料金の届出及び通信量の届出	
			インクアム	・接続料金の届出	
フランス	オレンジ (48% / -) SFR (35% / -) ブイグテレコム (17% / -)	卸着信市場	オレンジ SFR ブイグテレコム	・接続約款の公表義務 ・接続料のプライスカップ規制(オレンジ、SFR)	
アイルランド	ボーダフォン (54% / 58%) O2 (40% / 39%) メテオール (6% / 3%) ハチソン3G (僅少 / 僅少)	卸アクセス 及び発信市場	ボーダフォン O2	・合理的な条件によるネットワークアクセスの提供 ・不当な差別的取扱いの禁止 ・コスト重視(cost-oriented)の料金とする義務 ・会計分離及び費用算出	・ボーダフォンとO2については、協調行為が行われやすい市場構造であること等を考慮し、共同支配を認定
		卸着信市場	ボーダフォン O2 メテオール ハチソン3G	・合理的な条件によるネットワークアクセスの提供 ・不当な差別的取扱いの禁止 ・透明性の確保 ・コスト重視の料金とする義務 ・会計分離及び費用算出(ボーダフォン、O2)	

(参考)

	主要事業者とシェア (契約数ベース / 収益ベース)	指定内容	指定対象 事業者	指定による規制の内容	備考
日本	NTTドコモ (55.8% / 56.1%) KDDI (27.5% / 26.9%※) ボーダフォン (16.7% / 17.0%) ※ツーカー及び沖縄セルラー電話を含む連結ベースのものを記載。	移動体通信設備の指定(加入数シェアに基づく)	NTTドコモ KDDI 沖縄セルラー電話	・接続約款の届出 / 公表	・契約数シェアは全国ベースでTCA公表資料(2006年2月末)を基に算定 ・収益シェアは全国ベースで各社公表資料(2005年3月期)を基に算定
		禁止行為等の適用の指定(収益シェアに基づく)	NTTドコモ	・接続情報の目的外利用・提供の禁止 ・各事業者の公平な取扱い ・設備製造業者・販売業者の公平な取扱い	

II-12. EUにおける移動体通信事業者に対するSMP規制(2)

●EUのSMP規制と我が国の第二種指定電気通信設備制度の比較(運用面)

	EU	日本
市場の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> • 移動体関係では、卸アクセス・発信、卸着信及び卸国際ローミングを区別し、それぞれについて市場分析を行う。 • 卸着信の場合、各事業者が別個の市場を構成すると捉える(したがって、シェアはそれぞれ100%)。 • 卸国際ローミングは、いずれの加盟国もまだ市場分析が完了していない(2005年9月末現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各事業者の業務区域ごとに判断する。したがって、みるべき地理的範囲は、対象事業者ごとに異なる。
市場シェアの指標(例)	<ul style="list-style-type: none"> • 収入(revenue)、加入数(subscribers)、通信時間・量(volume of call minutes)のうち、一部又はすべてを考慮。 	<ul style="list-style-type: none"> • 端末数(設備指定)及び収益(禁止行為等の適用の指定)を考慮。
事業者に課される義務	<ul style="list-style-type: none"> • シェア以外の要素も考慮してSMP事業者を指定。 • アクセス指令及びユニバーサルサービス指令に規定する義務の中から、NRAが市場の実態に即して柔軟に決定。 • 同一市場においても事業者により異なる規制を課すことが可能(例えば英国の卸着信市場においては、SMP指定された6社のうち2社に対しては他の4社よりも緩やかな規制を課している。) 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者に課される義務は二段階でそれぞれ一律(課される義務について予見可能)。 • 端末数ベースで25%を超える場合には、接続約款の届出・公表という比較的緩やかな規制のみが課される。 • さらに収益ベースでも25%を超え、個別に指定する場合には、接続情報の目的外利用の禁止や公平な取扱い等、より厳格な規制が課される。 • ただし、禁止行為等の適用がある場合であっても、会計分離等の規制が課され得るEUよりも規制は緩やかであるといえる。
手続	<ul style="list-style-type: none"> • NRAは、採ろうとする措置の草案について利害関係者に意見を述べる機会を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> • 指定に当たっては、告示案を審議会に諮問。意見募集手続を経た上で、答申を踏まえ指定。

II-13. 欧州における最近の動向(1)

電子通信規制パッケージの見直しに向けた意見募集(2005年11月25日公表)

- ◇ 欧州委員会は、電子通信規制パッケージの最初の見直しに向け、以下の主要論点を提示した上で意見募集を開始。2006年半ばに素案をパブリック・コメント手続に付し、その後欧州委員会で採択し、2006年末には欧州議会に提出するスケジュールを想定。
 - ◆ 全体の論点: パッケージの長所と短所、目的の達成度、今日までに与えた影響等
 - ◆ 個別論点: パッケージの範囲と目的、融合と技術の進展、単一市場の側面、枠組み指令第7条の手続、周波数監理、競争とアクセス規制、認可と利用権、消費者保護、プライバシーとセキュリティ、標準と相互運用性、専用線等

「関連製品・サービス市場に関する勧告」における18の関連市場の見直しに向けた意見募集(同上)

- ◇ 欧州委員会は、18の関連市場を規定する上記勧告の改定に向け、以下の主要論点を提示して意見募集を開始。2006年半ばに素案をパブリック・コメント手続に付し、2006年末頃に欧州委員会で採択するスケジュールを想定。
 - ◆ 現行の勧告に列挙された市場の中で、撤回し又は修正すべきものはあるか。
 - ◆ 現行の勧告に追加すべき市場はあるか。
 - ◆ 事前規制が許容される市場を画定するに当たっての3つの指標^(注)は見直されるべきか。

(注)3つの指標(同勧告パラ9);

- ①構造上、法制上又は規制上のいずれかを問わず高くで一時的でない参入障壁が存在すること
- ②関連する対象期間内に有効競争が生じる傾向が見られない構造であること
- ③競争法の適用だけでは市場の失敗に適切に対処できないこと

II-14. 欧州における最近の動向(2)

ドイツにおけるブロードバンド網開放に関する最近の動き(1)

本件の概要

- 2005年10月、ドイツ連邦ネットワーク庁(BNetzA)は、卸ブロードバンドサービス市場の市場評価案を欧州委員会に通知。
- この案によれば、VDSL(Video Digital Subscriber Lines)による卸ブロードバンドサービスを関連市場(wholesale broadband access)から除き、SMP規制の対象としないことになる。
- 欧州委員会は、11月にBNetzAの市場画定案がEU枠組み指令の規定に沿ったものであるかについて『深刻な懸念』を表明。これにより、2か月間は市場画定の効果は発生せず、その間に欧州委員会は措置の取消しを求めることが可能。

DTの光ファイバ整備計画(同年9月)

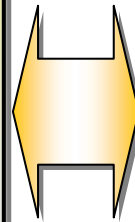
- ①2007年までに、光ファイバとメタルのハイブリッド網(HFC: Hybrid fiber-coaxial network)により、50都市で50Mbpsの高速ブロードバンド接続を提供
- ②光ファイバ網整備の前提として、投資に対する「パイオニアとしての利益」が確保されるよう規制上の特例を求めている

BNetzAの市場画定案(同年10月)

- ローカルループがHFC等により提供されるVDSLサービスは、
 - ①他のADSLとの代替性は認められない
 - ②一般向けVDSLサービスはエンドユーザ市場が成立せず、その結果卸市場も成立しない
 - ③ローカルループのアンバンドルについて、EU指令上光ファイバによるものは含まれていないとの理由により、現時点においては市場が成立しないと判断。
- なお、銅線、光ファイバ、ハイブリッドの各回線が代替可能になるかどうか、今後2年以内に再調査を実施。

欧州委員会の懸念(同年11月)

- 欧州委員会は、同年11月、BNetzAによる上記案について重大な疑問を有しており、次の観点から懸念を表明。
 - ①卸顧客にとって商品がVDSLで提供されるかADSLで提供されるかは無関係であり、技術中立性が確保できない。
 - ②市場画定は将来的な予測を含めて行うべきであり、DTが光ファイバ整備計画を公表している以上、これによる商品が提供可能になると考えるべき。



II-15. 欧州における最近の動向(3)

ドイツにおけるブロードバンド網開放に関する最近の動き(2)

独連邦ネットワーク庁(BNetzA)の市場分析案を巡る動き

1. 2005年11月、VDSL(光ファイバとメタル回線の組合せにより提供されるDSL)による卸サービスについては、規制の対象とされている市場(卸ブロードバンドサービス市場。以下「当該市場」という。)に含まれないとするBNetzAの市場分析案に対し、欧州委員会が「深刻な懸念」を表明。
2. これに対し、同年12月、BNetzAは変更案を欧州委員会に提出。要旨は以下のとおり。
 - ① VDSLによるサービスについては、他のDSL等によるサービスと代替性が認められる場合、当該市場に含まれる。
 - ② 非常に高付加価値かつ相応の価格で提供されるブロードバンドサービス(FTTH等)については、当該市場に含まれない。
3. 同月、欧州委員会は、BNetzAの本変更案を受けて「深刻な懸念」を撤回。欧州委員会のBNetzAに対するコメントは以下のとおり。
 - ① 特定のブロードバンドサービスについて当該市場に含まれないとする場合には、どの程度のサービスの違いが要求されるのかについて精査をすること。既存サービスのアップグレードでは不十分。
 - ② ドイツテレコムによるVDSL/光ファイバ整備により、ブロードバンドサービスの提供が悪影響を受けないことを確保すること。

II-16. EUにおける電子通信市場の状況(05年)

「欧州における電子通信の規制と市場2005」(第11次レポート)の概要(2006年2月20日公表)

項目	内容
電子通信全体	<ol style="list-style-type: none"> 2005年のICT全体の市場規模は6,140億ユーロ(85.2兆円)であり、そのうち44.4%の2,730億ユーロ(37.9兆円)を電子通信サービスが占める。 競争の進展を受けて、事業者は融合サービスの提供に向けた投資を行っており、2005年は450億ユーロ(6.4兆円)の投資が行われた見込み。 規制の明確化に伴い、欧州市場全体を視野に入れた企業合併や越境取引が活発化。
ブロードバンド	<ol style="list-style-type: none"> EU全体でのブロードバンド(144kbps以上)回線数は2005年10月時点で5,300万回線(うちFTTHは57万回線)にのぼり、2004年7月(2,960万回線)から79%増加。 2005年中間でのブロードバンド普及率は、EU全体では10.6%。ただし、上位5か国(オランダ、デンマーク、フィンランド、ベルギー及びスウェーデン)はアメリカ(14.5%)、日本(16.4%)を上回っている。 新規事業者の小売市場シェアがほぼ半分(49.8%)に迫るなか、新しいサービスや融合サービス提供のため、再販・ビットストリームからLLUへ移行する傾向が顕著であり、特にシェアドアクセス回線数が3倍に伸びている。
移動体通信	<ol style="list-style-type: none"> EU全体での携帯電話加入者数は、2005年10月時点で4億1800万人に上り、普及率は92.8%。 3Gサービス加入者数は、2005年9月末時点で英・伊を中心に約1,500万人。 国内通話料金は多くの加盟国で低下しているが、国際ローミング料金が依然高額であり、欧州委員会は各国規制当局と共同で透明性の確保に取り組む意向。 携帯電話の番号ポータビリティは過去1年間で2倍となり、これまで2,510万番号が対象になった。
固定音声通話	<ol style="list-style-type: none"> 固定音声通話の売上げはこの1年で1.6%減少したものの、依然固定通信事業者の売上げの大半を占め、2005年の売上高は約860億ユーロ(12.2兆円)。 将来的にはVoIPが固定音声通話に影響を及ぼすことが予想されるため、欧州委員会は、VoIPを固定音声通話市場に含めてライトタッチの規制を課すアプローチを歓迎。

II-17. EUにおけるユニバーサルサービスの範囲の見直し

- 欧州委員会は、2006年4月7日にユニバーサルサービスの範囲の見直しについてコミュニケーションを発表。
- 同コミュニケーションは、2005年5月25日から7月15日まで行なわれた意見募集の結果を踏まえたもの。なお、意見募集に対しては、16カ国の関係者から76件の意見が寄せられた。
- 意見募集の結果、コミュニケーションで示された方向については賛成の意見がほとんどであったことから、コミュニケーションで示された考え方のおり、ユニバーサルサービスの範囲について変更の必要はないと判断。
- コミュニケーション中に示された長期的な課題及びこれに対する意見については、2006年の規制見直しの際の検討の基礎となる。

携帯電話: 含めない

携帯電話は競争的にサービスが提供されていることから、ユーザーは広範で手頃な価格の携帯電話サービスへのアクセスが可能であり、これを利用できないことで社会的に阻害される懸念はない。

※ 欧州ではプリペイド携帯が普及していることから、低所得者も手頃な価格で携帯電話サービスを利用することが可能。

ブロードバンド: 含めない

EU加盟各国でブロードバンドの普及を進めているとはいえ、現時点での普及率は低い(EU加盟25カ国では6.5%)。したがって、ブロードバンドサービスは社会への参画に不可欠なものとは言えず、ユニバーサルサービスに含まれるための条件は満たしていない。

長期的な課題

- ・競争的にサービスが提供される環境下においては、ユニバーサルサービスの提供から「通信インフラへのアクセス」を分離することで、手頃な料金による提供が確保されることになるか。
- ・移動体通信サービスを多くの人々が利用することとなった場合、固定的な場所における通信へのアクセスをユニバーサルサービスとする必要があるか。
- ・現行のユニバーサルサービスの範囲についてこれを維持する必要があるか。
- ・基金方式によるユニバーサルサービスへの補填の仕組みが競争的な環境下において適当なものといえるか。税方式は選択肢となりうるか。

(参考) ユニバーサルサービスの範囲についての「2002年ユニバーサルサービス指令」の規定

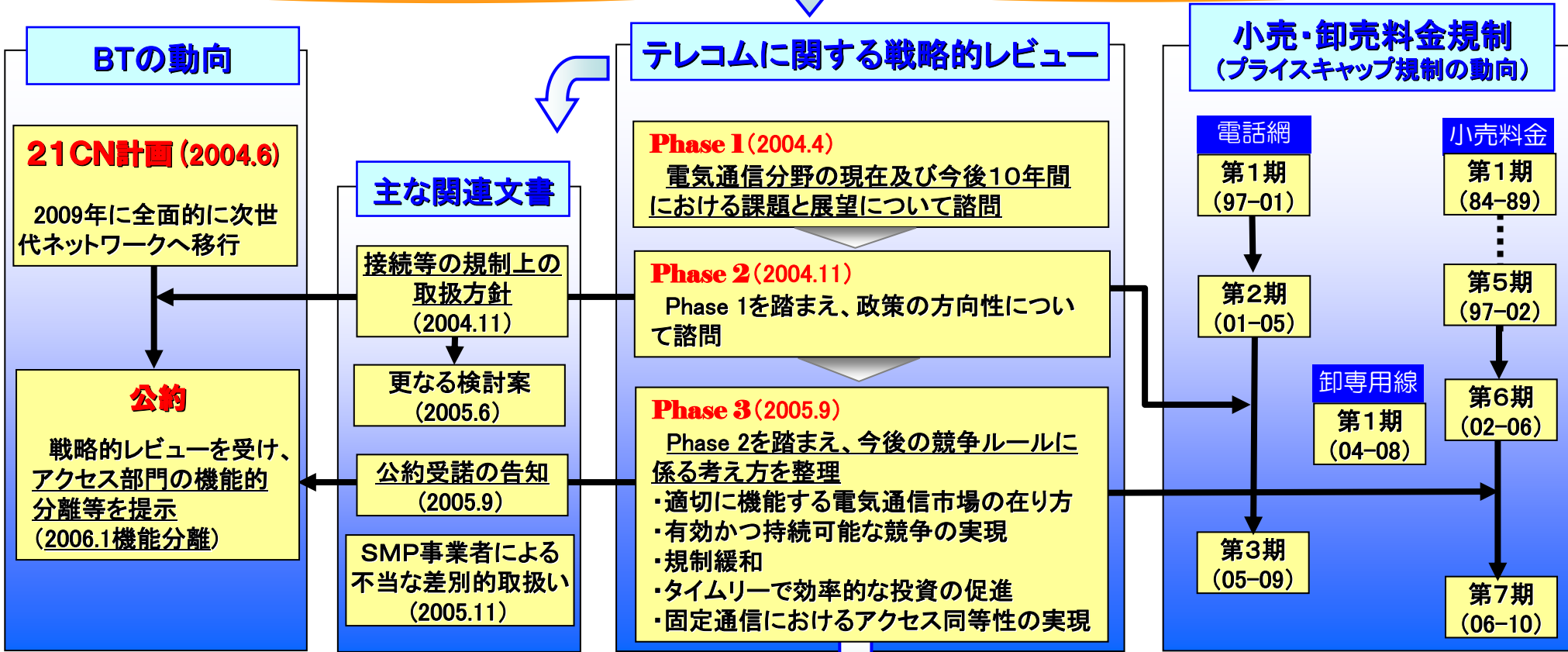
- 市内・市外・国際電話・ファクシミリ及びデータ通信に接続の提供
- 公衆電話サービス
- 番号案内サービス及び電話帳
- 公衆電話
- 障害者向けサービス
- 低所得者向けサービス

III-1. 英国における競争ルール見直しの動向（全体像）

EU電子通信規制パッケージを受けた2003年通信法→市場分析に基づきSMPを持つ事業者を規制

次世代ネットワークに向けた動きの本格化

IP化によるバリューチェーンの拡大



今後の取組

- ・向こう5年間は本レビューの見直しは行わない。
- ・年内に消費者政策について検討開始。
- ・BTの公約履行の状況・効果等について1年以内に評価。
- ・次世代アクセスについての戦略的レビューを実施。(2005末～2006秋)
- ・卸ブロードバンド等について市場分析を実施し、必要に応じてSMP規制を緩和。

III-2. 英国通信法による競争ルールの枠組み

英国は、EU電子通信規制パッケージを2003年通信法において制度化。
→OFCOMが電子通信事業の参入条件として事業者が守るべきルールを設定。

1. 一般条件

- (1) 対象： 全ての電子通信ネットワーク又は電子通信サービスを提供する者
- (2) 内容：
 - ① エンドユーザの利益保護
 - ② サービスの相互運用性とネットワークアクセスの確保
 - ③ 公衆電子通信ネットワークの適正かつ効率的な機能の確保 等

2. 特別条件

対象： 以下の特定の事業者に対して以下の特別条件を課することができる

(1) ユニバーサルサービス条件(英国全域におけるサービス提供 等)
ユニバーサルサービス事業者に指定された通信事業者(電子通信ネットワーク又は電子通信サービスの利用に関連して使用可能な電話帳提供条件及び使用可能な番号案内機能供用条件の場合を除く) 等

(2) 特権事業者条件(会計分離、公表 等)

あらゆる非通信サービスの提供に関し、特別な又は独占的な権利を享受している公衆通信事業者であって、関連機能のみに関係のある事業者でないこと

(3) 接続関連条件(相互接続 等)

- (a) 一連の電子通信ネットワークにより提供される公衆電子通信サービスの最終利用者に対して終端点間の接続を保障するために、当該ネットワークへの相互接続義務等を課される者
- (b) その他、電子通信ネットワークを提供する者又は関連設備を供用させる者

(4) SMP条件(接続料規制、料金規制 等)

- ① SMPサービス条件
電子通信ネットワーク及び電子通信サービス市場において、顕著な市場支配力を有するとOFCOMが判断した者
- ② SMP機器条件
電子通信機器提供事業者及び電子通信機器市場、顕著な市場支配力を有するとOFCOMが判断した者

III-3. 英国における市場分析の概要

英国では、EU枠組み指令及び2003年通信法を受け市場分析を実施。

1st ステージ：市場の画定（関連市場の定義）

- ◆ 同一市場含まれる関連製品、市場の地理的広がりを考慮
 - ①小売市場における需要・供給の各代替性及び共通価格設定の制約の検討
 - ②卸市場における需要・供給の各代替性及び共通価格設定の制約の検討
- ◆ 具体例に基づき、同一市場に含めるべきか否かについて検討

2nd ステージ：SMP事業者の有無の検討

- ◆ 欧州委員会及びOFTELのSMPガイドラインを考慮し、単独支配及び共同支配（※）を検討
 - ①単独支配の検討基準：市場シェア、技術的な有利性、参入障壁（規模の経済等）
 - ②共同支配の検討基準：参入障壁、市場シェア、市場の成熟度、技術の成熟度、利益及び価格設定、需要や事業者変更等の弾力性、対抗購買力、類似費用構造、過剰容量、透明性、報復メカニズム等

※共同支配の有無：事業者間に明示的な合意がなくても、製品の種類、価格設定に対する戦略等における並行行動を確保するための企業間相互依存関係が存在するかどうかで決定。

3rd ステージ：SMP事業者に対する適切な規制の提案

- ◆ 課すべき規制について、市場の特徴に応じて選択肢を提示して検討を行う
- ◆ 市場分析の結果、SMP事業者が存在しないと認められる市場については、当該市場における規制を撤廃

III-4. 英国における市場分析とSMP規制(1)

市場分析に基づき画定した各市場においてSMPを判断。欧州指令上の18市場のうち、17市場について市場分析に着手(放送伝送市場は分析中。)済み。

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
固定ナローバンド小売サービス市場	1~6	03/11/28	住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、住宅向け国際電話市場、ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場等15市場(Hull地域は17市場) ※ ビジネス向け国際市場については競争的と判断	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> ○役務提供に関し、特定の者又は特定の属性の者に対する不当な差別的取扱いの禁止 ○提供料金、提供条件の公表 ○これらに変更があった場合の届出(24時間以内) ○住宅向けアナログ回線サービス市場、住宅向け国際電話市場等7市場について、プライスカップ規制(BTのみ)
固定ナローバンド卸回線、発信、伝送市場	8,10	03/11/28	卸住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、卸ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場等 9市場(Hull地域以外) 6市場(Hull地域)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○LRICに基づく原価算定 ○約款の公表、提供料金、技術的情報の届出等 《以下は、BTに対する追加的規制》 ○プライスカップ規制 ○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表 ○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表 ○公衆網再販、定額インターネットアクセスサービスの提供等
固定地理的着信市場	9	03/11/28	各事業者の固定地理的着信市場(計54)	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 《以下は、BT、キングストンに対する追加的規制》 ○LRICに基づく原価算定 ○費用に係る会計情報、小売・卸両部門の会計、約款の公表 ○提供料金の変更の場合における事前届出
卸国際サービス市場	—	03/11/18	通信経路ごとの市場(計235市場)のうち、BTについては108市場、C&Wについては4市場 ※ 日本、米国等123市場については競争的と判断	BT、C&W	<ul style="list-style-type: none"> ○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○約款の公表 ○提供料金の届出 ○小売部門と卸売部門の会計分離(BTのみ)
卸移動体音声着信市場	16	04/6/1	卸移動体着信市場(2G) ※ 3Gについては規制を差し控え	<ul style="list-style-type: none"> ・O2 ・オレンジ ・Tモバイル ・ボーダフォン 	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○契約条件の制定又は変更する場合、OFCOMへ写しを提出 ○提供料金変更の場合、事前届出 ○LRICに基づく原価算定
				<ul style="list-style-type: none"> ・ハチソン3G ・インクアム 	<ul style="list-style-type: none"> ○提供料金変更の場合、事前届出 ○通信量についてOFCOMに報告(ハチソン3Gのみ)

III-5. 英国における市場分析とSMP規制(2)

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
公衆網における移動体アクセス、発信市場	15	03/8/4	－ (競争的と判断)	－	－
卸定額ナローバンドインターネット着信市場	－	03/11/28	卸定額ナローバンドインターネット着信市場 (Hull地域のみ) ※ その他の地域については競争的と判断	キングストン	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○約款の公表 ○提供料金、提供条件、技術的情報の届出
卸ブロードバンドアクセス市場	12	04/5/13	非対称ブロードバンド発信市場、ブロードバンド伝送市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○約款の公表 ○提供料金、提供条件、技術的情報の届出 ○小売マイナス料金 ○会計分離 (BTへの追加的規制) ○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表 ○新たなアクセスに対する要求事項の設定
専用線市場	7,13,14	04/6/24	小売低速従来型専用線市場、卸低速・高速従来型対称ブロードバンド発信市場、卸代替型対称ブロードバンド発信、卸幹線部分市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> ○公正かつ合理的な条件による提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○LRICに基づく原価算定 ○料金、伝送、保守その他の提供条件の公表 ○プライスカップ規制(BTのみ) 等
卸加入者回線アクセス市場	11	04/12/16	卸加入者回線アクセス市場	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○LRICに基づく原価算定 ○約款の公表 ○提供料金、提供条件、技術的情報の届出 (BTへの追加的規制) ○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表 ○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表 ○財務状況の報告 ○LLU(ローカルループアンバンドリング)の提供(コロケーションを含む)
放送伝送サービス	18	現在分析中	(鉄塔・サイトへの接続市場、放送伝送サービス市場)	(ntl、CrownCastle)	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○コスト指向の料金 ○約款の公表

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている

【参考】非対称規制～NTT東西とBTの比較

NTT東西

BT

小売（役務提供） 料金規制

- 指定設備を用いて提供する役務
 - ・ 指定電気通信役務：保障契約約款の届出
(→市内電話、公衆電話、Bフルツ等)
 - ・ 特定電気通信役務：プライスカップ
(→市内電話、ISDN、専用線等)
- 基礎的電気通信役務：契約約款の届出
【非規制】ADSL等

- SMPが認定された市場における役務：
 - ・ プライスカップ (RPI-X)
(住宅向け通話、アナログ専用線等)
 - ・ 提供料金の届出・公表

【非規制】ブロードバンド通信等

卸売（接続） 料金規制

- 不可欠設備として指定された電気通信設備：
 - ・ 接続料の認可・公表
 - LRIC方式 (→PSTN等)
 - 将来原価方式 (→加入者光、地域IP網等)
 - 実績原価方式 (→加入者光、専用線、中継光等)
 - 小売マイナス方式 (→専用線、ISDN(1.5M))

- SMPが認定された市場における役務：
 - ・ プライスカップ (RPI-X)
(→PSTN、専用線等)
 - ※ PSTNの初期値はLRIC方式により算定
 - ・ シーリング料金 (→LLU、公衆網再販)
※ 1997年以降の実績原価をベースに算定
 - ・ 小売マイナス方式 (→ATM接続料)
 - ・ 提供料金の届出・公表

【非規制】中継交換機間伝送、一部の国際通信等

指定の要件

- 都道府県ごと、占有率が50%を越える加入者回線を有する場合、当該回線及びそれと一体として設置する電気通信設備を指定設備に指定。

- 市場分析により、市場シェアが40%以上の場合等に当該市場におけるSMP事業者として指定 (その他、事業者規模、容易に複製できない設備の管理、垂直的統合性等を勘案して指定)

その他の 規制

- 不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉の禁止
- 接続条件等の認可・公表
- 接続会計上、設備管理部門と利用部門の会計分離
- 接続会計の報告義務
- 情報の目的外利用の禁止
- 特定関係事業者との間のファイアウォール

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 提供条件等の届出・公表
- 卸売部門と小売部門の会計分離
- 財務報告義務
- サービス品質の公表
- 小売部門、卸売部門、アクセス部門間のファイアウォール

III-6. テレコムに関する戦略的レビュー（総論）

検討の背景

- これまで英国で進めてきた「設備競争」（1991～1997）と「サービス競争」（1997～）は不十分な結果。

「設備競争」の観点：

→期待したほど競争が進展せず。

例) 加入者回線シェア

BT 97%、マーキュリー 3% (1990年末) → BT 83%、マーキュリー 7%、CATV 7%、その他 3% (1997年末)

「サービス競争」の観点：

→サービスベース事業者はBTによる卸アクセス商品提供の遅延と不十分さに直面。

例) 加入者回線のアンバンドルが2000年に実施されたものの、2004年1月時点で実際にアンバンドルされている回線数は9,000 (全体の0.03%)

(出典： テレコムに関する戦略的レビュー)

- 従来の手法（BTに詳細な「規制の網」をかけること）は、IP化の進展によりバリューチェーンの様々なレイヤーにおいて競争が進む中では、ネットワークと技術の発展を阻害する可能性あり。
- アクセス網における経済的ボトルネックは未だ解消されず。（BTの有するボトルネック設備へのアクセスに係るBTと競争事業者間の同等性が不十分。）

第1フェーズ
(2004.4)

課題の設定

第2フェーズ
(2004.11)

政策の方向性の提示

第3フェーズ
(2005.9)

具体的な対応策の提示

13年ぶりの電気通信
政策の抜本的な見直し

III-7. テレコムに関する戦略的レビュー（第1フェーズ）

第1フェーズ(2004年4月22日発表)

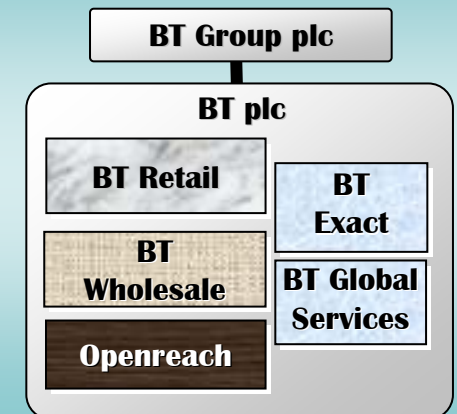
電気通信分野の現在及び今後10年間における課題

1. 市民である消費者の利益に照らし、十分に機能する電気通信市場において重要となる特質は何か？
2. 英国の電気通信市場において、効果的で継続可能な競争はどのようにすれば達成できるか？
3. 規制を大きく削減する機会はあるか。削減した場合、既存事業者の市場支配力はどうなるか？
4. OFCOMはどうやって、事業者による次世代ネットワークへの効果的で時宜にかなった投資を促進できるか？
5. 1984年以来、BTの事業分割が行われたり、ほぼ全ての事業が統合されたり、紆余曲折を経たが、これらはまだ問題となるか？

【参考】 BTの構造分離・統合の経緯

- 1981年 ・英国電気通信法制定により、電気通信公社設立
- 1984年 ・電気通信公社を民営化し、BT設立
- 1997年 ・BTの完全民営化
- 2000年 ・固定電話事業をBT RetailとBT Wholesaleに分割
・BT Wireless(携帯電話等)、BT Ignite(事業者向けIPサービス関連事業)、
BT Openworld(一般向けインターネット事業)、Yell(電話帳事業)の4部門を設立
- 2001年 ・BT Group plc(持株会社)設立
・BT Wireless(現: O2)を完全分離し、Yellを売却
・BT plc(地域・長距離)の内部でBT Retail(含: BT Openworld)、BT Wholesale、BT Exact(R&D等)、
BT Global Services(前 BT Ignite: 国際システムソリューション)の事業部門に分離
- 2005年 ・アクセスサービス部門としてOpenreachを設立(2006年1月運営開始)

【現在のBTの組織】



Ⅲ－8. テレコムに関する戦略的レビュー（第2フェーズ－1）

第2フェーズ(2004年11月18日発表)

1. 新たな規制原則

- インフラの、競争が効果的かつ持続的に行われる最深レベル[※]における競争の促進
※ 人口密集エリアではLLU、その他のエリアでは中継回線や基幹網へのアクセスに基づく競争となる。
- インフラの最深レベルにおける真に平等なアクセス (real equality of access) の確保に焦点を当てた規制
- 他のレベルにおいては、競争の条件を踏まえた上での規制の緩和
- 透明な規制アプローチによる、効果的かつ時宜を得た投資に好ましい環境の促進と技術革新の刺激
- 異なる商品・地域に応じた異なる規制方策の考慮
- 無線サービスなど新技術の採用による、長期的にボトルネックを解消しうるような市場参入の創出
- 情報通信のバリューチェーン全体のうち、ボトルネックが存在しない部分についての軽いタッチ (light-touch) の経済的規制

III-9. テレコムに関する戦略的レビュー（第2フェーズ-2）

2. 新たな規制原則を実施するためのアプローチ

オプション1：完全な規制撤廃

- 現行の規制の枠組みを完全に撤廃し、代わりに苦情解決のための事後的な競争法に依ることで、固定回線市場における介入を大幅に減らす。
- BTが引き続き市場支配力を有していると考えられる点を考慮すると、競争を促進せず、消費者に最高の利益をもたらすものとは考えられない。

オプション2：企業法の適用（BT分割）

- OFCOMが、「2002年企業法（Enterprise Act 2002）」に基づき市場調査を行い、場合によってはBT分割も視野に入れた構造的な改善策を競争委員に諮問することができる。
- 混乱を伴い、費用がかかり過ぎるため適当ではない。

オプション3：BTへの「真に同等なアクセス」の義務づけ

- 商品レベルの同等性（他事業者がBTリテールと同等の卸商品を同一価格かつ同等の取引プロセスでアクセスできること）の確保とBTの組織・行為の変革。
- 経済的ボトルネックに焦点を当てた効果的な規制の導入→アクセス網中心の規制。その他の卸市場や小売市場 規制緩和。



OFCOMはオプション3を推奨

III-10. テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-1）

第3フェーズ(2005年9月22日発表)

課題への回答と具体的な対応策

1. 適切に機能する電気通信市場の在り方

- ・有効な競争のためには、消費者のインフォームド・チョイス(十分な説明を受けた上での選択)と事業者選択の切り替えの容易さが実現していることが必要であり、特に弱者に焦点を当てた対応措置が重要
⇒ OFCOMは、消費者政策について、今後さらに幅広い観点からレビューを実施

2. 有効かつ持続可能な競争の実現

・OFCOMが取り組むべき課題

インフラの最深レベルでの競争の促進(LLUの促進)、長期的に経済的ボトルネックを除去するような市場参入の創出。

・固定通信

依然として経済的ボトルネックが存在しており、アクセスの同等性が確保されるべき。
規制が効果的になれば、その他の部分の規制を緩和することが可能。

・バリューチェーンの拡大

電気通信のバリューチェーンは端末、ソフトウェア、アプリケーション等に拡大しているため、OFCOMは、拡大したバリューチェーンにおける競争上の問題を注視し、必要に応じてあらゆる手段を講じられるようにしておく。

III-11. テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-2）

3. 規制緩和

1)住宅向け音声サービス

- ・BTが目的に応じた (fit-for-purpose) ※卸売回線レンタル商品を提供していると認められるため、小売市場におけるプライスキャップ規制を緩和（「RPI - RPI」→「RPI + 0%」）した（2005年12月15日）。
- ・現行の小売料金規制の適用期限である2006年7月までに、小売ナローバンド市場におけるSMP規制の要否について、検討を行う予定。

※ 競争事業者がBTのWLR商品を利用して、顧客のニーズに応え、効果的な競争ができること。

2)ビジネス向け小売サービス

- ・BTがSMPを持つビジネス向け小売サービス（回線、通話、専用線）については、バンドルして割引を行うことが禁止されているが、当該サービスが複製可能(replicable) ※と認められた場合は、バンドルして割引を行うことを認める方針（2005年7月にパブリックコメント）。
- ・また、BTのSMP商品が複製可能と認められた場合、一部を非公表価格で販売することについても認める方針（2005年9月にパブリックコメント）。
- ・ビジネス向け小売サービス市場に対する全体的な市場分析は、2006～2007年に実施。

※ BTの卸商品が、自らの小売部門に提供されるのと同等の方法で競争事業者にも提供されること。

3)専用線(地理的な分析)

- ・地域ごとに市場画定が行えるか、また、SMP規制を変えられるか検討するため、競争状況を調査した結果について、2006年3月からパブリックコメントを実施。
- ・地域ごとの市場画定の必要性を裏付ける結果が得られた場合は、関連市場に対する全体的な市場分析を実施。また、同一地域において規制を変える必要性を裏付ける結果が得られた場合は、パブリックコメントを実施する予定。

III-12. テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-3）

3. 規制緩和

4) 卸国際サービス

- ・BTとC&Wが依然として卸国際サービス市場においてSMPを持っているか市場分析中。
(2006年3月パブリックコメントを実施。)

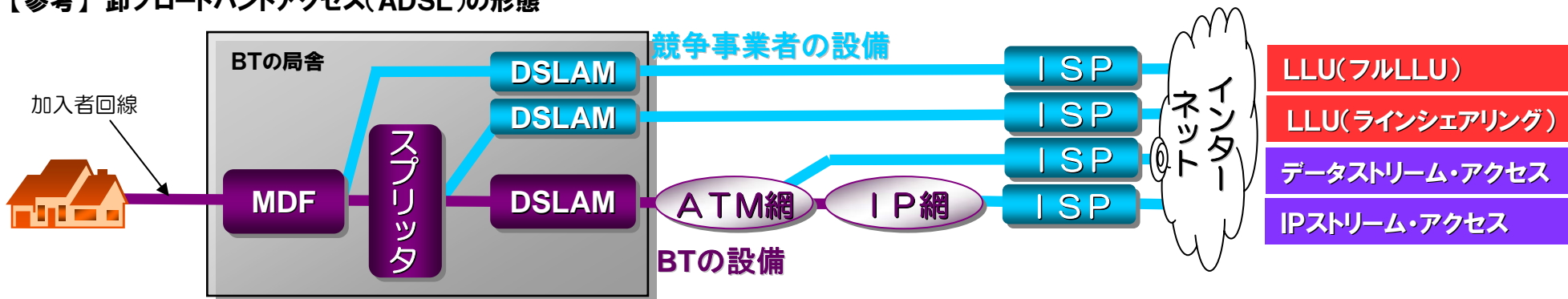
5) 卸ブロードバンドアクセス

- ・2004年の卸ブロードバンドアクセスの市場分析では、LLU(ローカル・ループ・アンバンドリング)ベースの競争の結果として競争圧力が高まれば規制緩和を行いうるが、現状に鑑みれば、全国規模でLLUベースの競争が活性化する可能性は少ないと結論。
- ・次回(2006年)に実施する市場分析では、LLUの進展がブロードバンド市場に与える影響に焦点を当てる予定。
- ・この前段階として、地域ごとに規制を変える場合があり得るか、あり得るとすれば、①如何に地域の違いを定義すべきか、②それにより消費者に如何なる影響があるかを検討する予定。

6) 卸固定ナローバンドサービス

- ・2005年8月、BTが一部の中継系サービスについてSMPを持っていないとしてSMP規制の撤廃するとともに、その他のサービスについてもプライスカップ規制を緩和。

【参考】 卸ブロードバンドアクセス(ADSL)の形態



III-13. テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-4）

4. 次世代ネットワークへの効果的かつ時宜を得た投資の促進

- ・次世代ネットワークへの効果的かつ時宜を得た投資を促進するためにOFCOMは、
 - ア) 統一性・透明性のある規制アプローチを採ること
 - イ) 経済的ボトルネックを有する設備に対するアクセスの平等性を確保すること
 - ウ) 投資のリスクに見合ったリターンを認めることが必要。
- ・アクセス網については、複雑かつ重要な論点が多数存在するため、「次世代アクセスについての戦略レビュー」を実施。（最終文書は2006年秋に公表予定。）

5. 固定通信におけるアクセス平等性の実現

- ・OFCOMは、商品レベルでの同等性の確保及びBTの組織改革によりアクセスの同等性を実現するアプローチを選択し、BTの「公約」を受諾
- ・今後、OFCOMとして「公約」実行へ完全な関与と規制アプローチの成否の評価が重要。
- ・特に評価に当たっては、公約の遵守状況のみならず、規制アプローチ全体が企業・消費者にとって所期の成果をあげているかどうかの検証が重要。

6. 今後の取組

- ・BTの公約履行状況について最初の12ヶ月間評価を行い、「履行レポート」を公表。
 - 1年以内に公約の実現状況及び効果について評価予定。
- ・本レビューはこの先5年間は見直しを行う予定はない。

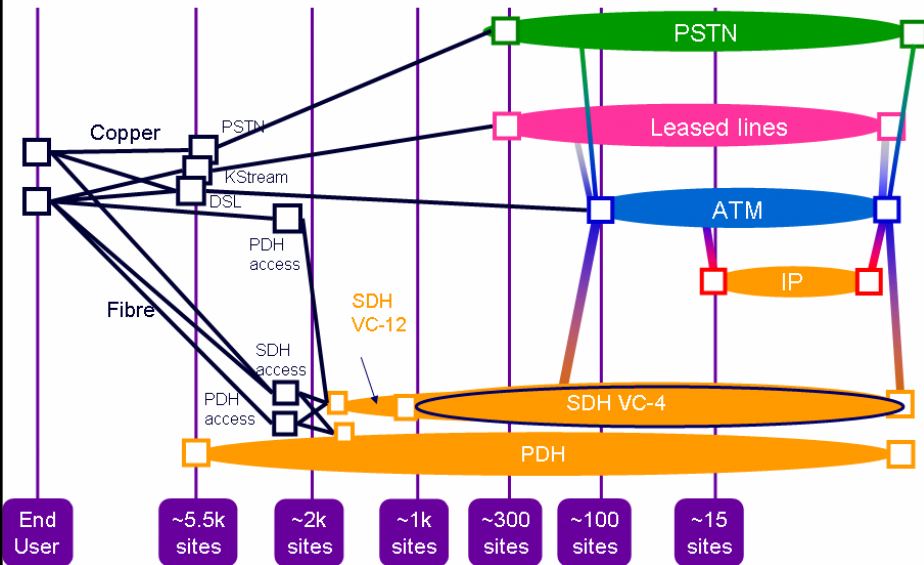
III-14. BTの次世代ネットワーク移行計画(1)

BTは、2004年6月、IPネットワークへの移行計画「21CN(21st Century Network)」を発表。

- ・IP化により、既存の複雑なネットワーク・アーキテクチャを大幅に簡素化・効率化
→ 既存のサービスごとの多層的なネットワークは、単一のマルチサービス・ネットワークへと変更
- ・2008～2009年度までに、年間10億ポンドのコストの削減を見込む。

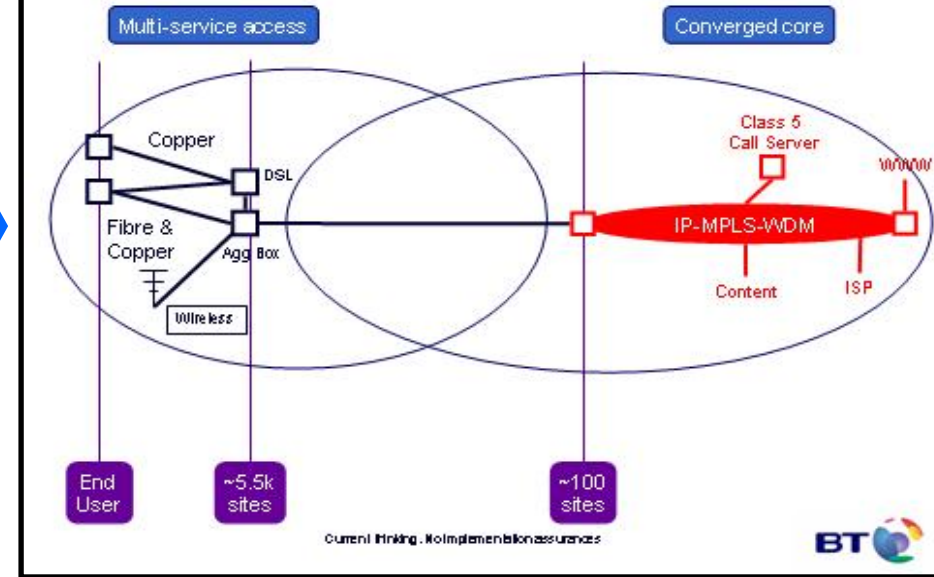
【既存のネットワーク】

21CN - our current network



【新しいネットワーク】

21CN - our simplified network



(出典: BT報道資料)

III-15. BTの次世代ネットワーク移行計画(2)

鍵となる指標(key milestones)

BTは、21CNに移行するために技術的・経済的分析を行った結果、鍵となる指標を次のとおり定めている。

(一例)

- 2004 PSTNからIP網への試験移行開始
- 2005 マルチサービス・アクセス・ノード等によるブロードバンドの成長
- 2006 PSTNからIP網への本格移行開始
- 2007 非PSTNサービスへの大規模な移行を開始
- 2008 PSTNからIP網への移行度が50%超
- 2009 ほぼすべての利用者がIP網を利用可能に

21CN - key milestones



(出典: BT報道資料)

III-16. BTの「公約」(1)

- ・OFCOMは、電気通信分野において競争阻害のおそれがある事案を競争委員会(Competition Commission)に付託する権限を有していると同時に、競争委員会への付託に代えて自らの判断で対象者との間において法的拘束力を持つ「公約(undertaking)」を受諾することが可能。
- ・OFCOMは、今後のBTの在り方に関し、BT分割につながりうる競争委員会への付託を行わない代わりに、BTから提出された組織改革を含む「公約」を受諾することにつき、決定。(2005年9月22日)

1. 公約の概要

1. 真のアクセスの同等性を実現

- ・特に重要な卸売製品(卸回線レンタル、ローカルループアンバンドリング等)については「投入の同等性」*を確保。
- ・その他の卸売製品にも「結果の同等性」を適用し、透明性を高める。

※「投入の同等性」:「①BTリテールを含む全ての通信事業者に対し、同一の商品を」「②同一の所要時間、条件(料金及びサービス水準を含む)において」「③同一のシステム及び手続により提供する」こと。これには、BTリテールを含む全ての通信事業者に対し、商品、サービス、システム及び手続に関する同一の商業情報を提供すること、特にBTリテールと他の通信事業者は、同一の方法、同一の信頼性、パフォーマンスをもって、システム及び手続を利用することが含まれる。

2. アクセスサービス部門(AS)の新設(後述)

3. BTホールセール部門の組織内分割(後述)

4. BTグループの内部コンプライアンスを任務とする「アクセス平等性委員会(EAB: Equality of Access Board)」の設置

- ・委員数は5名で、うち委員長はBTグループの非常勤取締役が、3名は社外の独立した人物が務める。*
- ・BTの公約の遵守状況について監視し、BTグループの役員会及びOfcomに報告する。
- ・BTに対して改善策を提案することが出来、BTはその提案についてしかるべき考慮をしなければならない。

※ BTは2005年10月に非常勤取締役のCarl Symon氏を委員長としてEABを発足させ、11月1日より業務を開始させている。

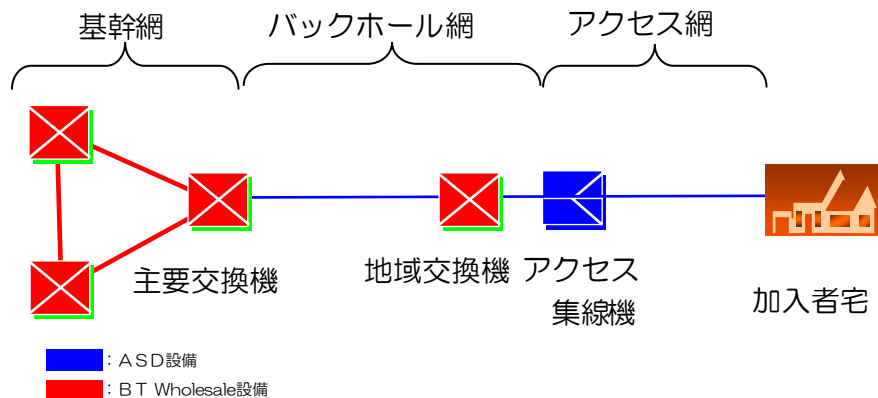
5. 次世代ネットワークの設計と構築に当たっての措置(後述)

III-17. BTの「公約」(2)

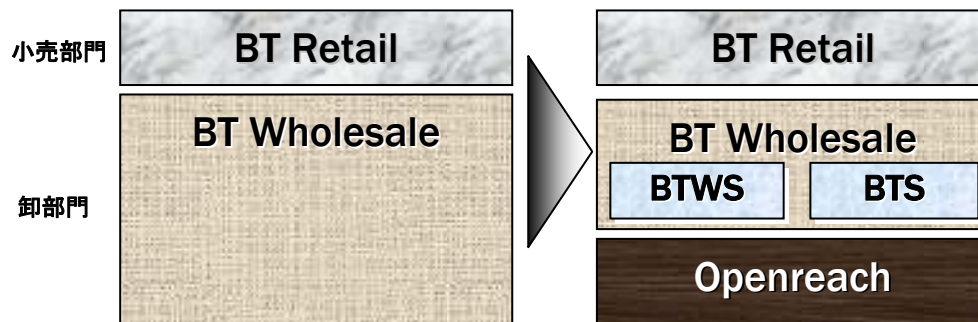
2. BTの組織再編・組織内分割等について

- BT内部に、アクセス網とバックホール網の物理層及び伝送層に係るSMP商品を取り扱う「アクセスサービス部門」(AS)を設置し、他部門からバーチャルに分離。
 - ・物理層に係る資産(管路、光ファイバ、銅線等)についてのみ管理・運用を行い、伝送層に係る資産(交換機、ルータ等)については行わない。
 - ・BTグループ内部での独立性を確保するための遮断措置(会計分離、CEOのBT常務会役員兼務の禁止、経営陣の活動拠点の他部門からの物理的隔離、別個のブランド名の使用等)をとる。
 - ・BTグループの他部門とは、他事業者と同一の公表された条件によって取引を行う(「投入の同等性」)。
- グループ内部における不適切な情報流用や影響力の波及を防止するため、卸部門「BT Wholesale」を組織内分割。
 - ・SMP規制の対象となる商品(ASにより管理される商品を除く)を管理する「BTWS」と、他事業者にとって重要なその他の商品を管理する「BTS」を設置。
 - ・BTWSとBTS間には、報奨制度、情報流通、政策企画等において、ASと他部門間、BT RetailとBT Wholesale間と同様の遮断措置を規定。
- Ofcomによる公約受諾と同日、BTはASを「Openreach」の名称で発足させることを発表し、2006年1月から業務開始。

アクセスサービス部門とその他の部門の切分け



BTの組織内分割図



【参考】テルストラ(豪州)の組織再編

1. 目的

テルストラの卸売サービスにおける透明性と同等性の促進

2. 再編に係る経緯

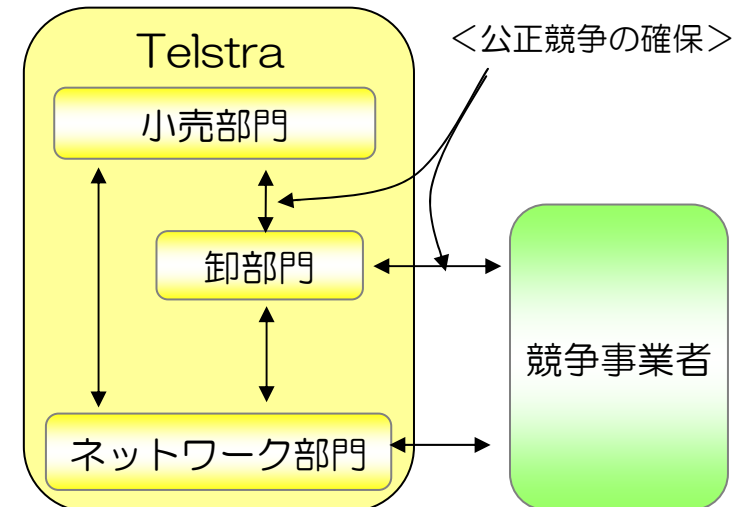
- 1991年 国営通信事業者のTelstraを政府が株式を100%保有し、特殊会社化
- 1997年 電気通信法改正（全電気通信市場における参入規制撤廃 等）
- 1999年 民営化強化法により、政府のTelstra株保有率は50.1%に
ユニバーサルサービス提供義務を導入（固定音声通信サービス、公衆電話サービス 等）
- 2000年 ローカルループアンバンドル提供義務を導入
- 2002年 Telstraの会計上の分離を導入
- 2005年9月 完全民営化関連法案が成立
- 2006年秋頃 政府保有株売却による完全民営化見込み

※ 外資規制（1社当たり5%以下、外資合計35%以下）は維持

Telstraの運営分離

- Telstraを小売部門、卸部門、ネットワーク部門に分離（運営分離）し、卸サービスにおいて、Telstraの小売部門とそれ以外の小売事業者との公正競争を確保。
（この運営分離に併せ、各部門ごとの社屋の分離、各部門の業績に基づいた給与体系の導入を実施予定。）
- 2009年7月までに、Telstraの市場支配力、運営分離の費用対効果等を勘案し、本運営分離についてレビューを行う。

イメージ図



Ⅲ－18. BTの「公約」(3)

3. 次世代ネットワークの設計と構築に当たっての措置

- BTは「公約」の中で、IPベースの次世代ネットワークの設計・構築等に当たって以下の措置を採ることとしている。
 - ・他事業者へのアンバンドルされた次世代ネットワークへのアクセスを供給するSMP商品の提供を確保するとともに、他事業者及びOfcomとの事前協議なしにこれら商品の提供を妨げるような設計の決定を行わない。
 - ・次世代ネットワーク上で提供されるSMP商品の料金は、当該商品を提供する上で、
 - ① 合理的に可能な範囲内で
 - ② 最も効率的な方法により次世代ネットワークを設計・構築した場合に発生すると見込まれるコストをベースに設定。
(なお、SMP商品の再設計が必要となった場合であっても、他事業者から関連コストを回収しない)
 - ・次世代ネットワークへのアクセスに関するSMP商品に関して「投入の同等性」が確保されるように次世代ネットワーク及び関連システムを設計。
 - ・次世代ネットワーク上のSMP卸商品が競争事業者に利用可能となるまで、対応する次世代ネットワーク上の小売商品の提供を行わない。
 - ・相互接続条件の変更等(接続場所の移動、システム変更等)により、BTのネットワークにアクセスする他事業者に追加的に発生するネットワーク費用について、変更がどの程度一方的に決められたか等の点を考慮し、補償
 - ・次世代ネットワークへの移行を管理するために設置される業界のフォーラム(次世代ネットワークCo)に参加
 - ・次世代ネットワークの運営上の紛争を調停するための運用紛争調停者制度への参加 等

III-19. SMP事業者による不当な差別的取扱い

OFCOMは、2005年11月15日、SMP事業者による不当な差別的取扱いに関するガイドラインの見直しを発表。

1. 背景

- ・OFCOMは、SMP事業者に対して、関連ネットワークの接続又は関連設備の利用に関する事項につき、特定のもの又は特定の種類の者を不当に差別しないよう義務付けることが出来る(2003年英国通信法第45条及び第87条)。
- ・「不当な差別的取扱い」の判断基準である、「新たなEU指令に基づくアクセスの義務付け(2002年9月13日)」について、2003年通信法の施行後の実態を踏まえ、見直しを行うもの。

2. 新ガイドラインの概要

取引条件の差異が、

- I. 顧客の状況を反映したものとして客観的に正当化できるか
 - II. 過去、現在、将来において競争を阻害する可能性があるか
- について検討し、「不当な差別的取扱い」に当たるかを判断。

1. 一般的ケース

「客観的正当性」、「競争阻害性」についてOFCOMに挙証責任

2. 特殊ケース

垂直統合的にサービス提供をしているSMP事業者が、競争事業者に比べ自社の小売部門に有利な取引条件(価格以外)を提示するような場合を特殊ケースとし、「不当な差別的取扱い」の推定が働くものとする。

→「客観的正当性」、「競争阻害性」について当該SMP事業者に挙証責任

III-20. BTの次世代ネットワークに関する取扱い指針

OFCOMは、2005年6月30日、次世代ネットワークを前提とした競争政策上の課題に関する方針案を公表。

(2004年11月に発表した案に対するパブリックコメントを踏まえた修正案。2005年8月12日までパブリックコメントを実施)

○ 本件文書において示された事項の多くは前述のBTの「公約」に取り入れられているが、その他以下のような論点についてOFCOMは方針案を打ち出している。

・次世代ネットワークに対する投資環境の整備のための接続料設定

・既存のSMP商品の取扱い

(→既存SMP商品については、当該商品への合理的な需要がなくなった時、あるいは次世代ネットワーク商品が十分な代替品となった時をもって廃止すべき)

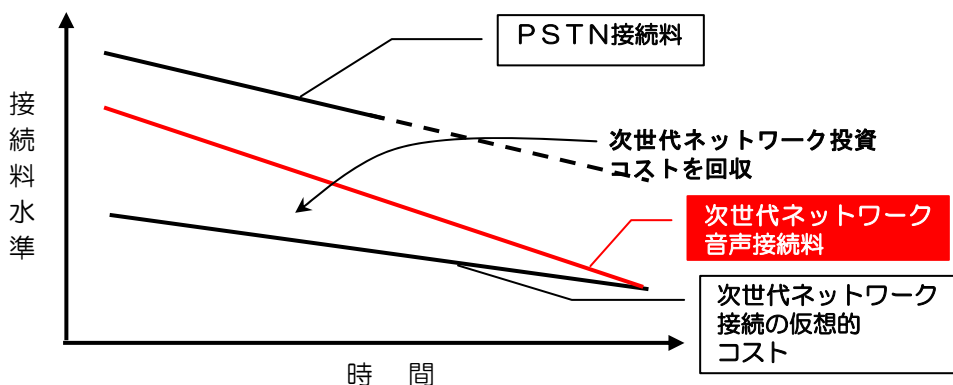
・次世代SMP商品の取扱い

(→他事業者とOFCOMに諮ることなく次世代ネットワークの設計に関する意思決定を行ってはならない)

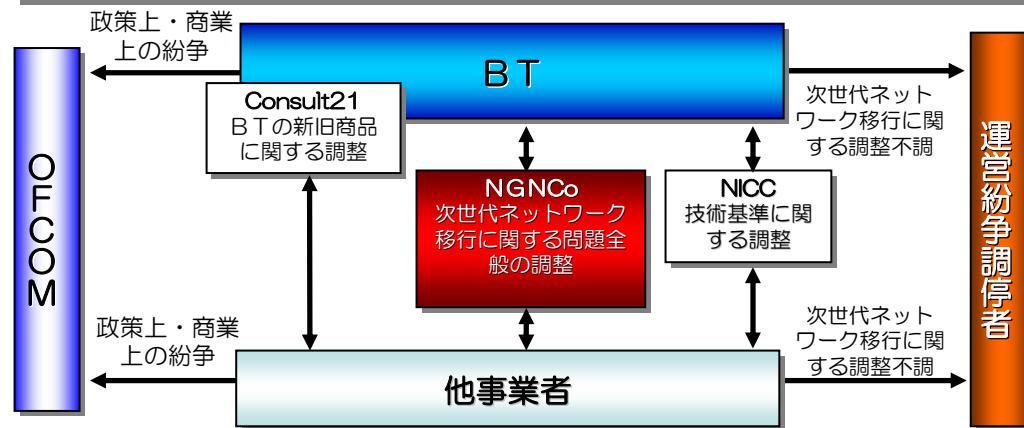
・業界主導の次世代ネットワーク推進体制(2つの機関(NGNCo※、運営紛争調停者)の新設を含む)等

※業界によるフォーラム(multilateral industry group)

次世代ネットワークに対する投資環境の整備のための接続料設定



業界主導の次世代ネットワーク推進体制



III-21. 英国における次世代ネットワークに対する規制方針

「次世代ネットワークを前提とした競争政策上の課題に関する方針案」(2005年6月 OFCOM)



「次世代ネットワーク (NGN) : 規制枠組みの展開 (Developing the regulatory framework)」
(2006年3月7日 OFCOM)

➤ 業界調整の枠組みの改善、NGNに関する事前規制の枠組みの透明性向上に関する当面の取組方針

1) 業界団体「NGN UK」の新設

2006年3月開始

- 当面、NGNの相互接続に関する技術上・商業上の枠組みの構築支援に注力。
- 既にBTグループ、C&W、イージーネット、キングストン、NTL、Thus、ボーダフォン及び英ワナドゥが参加を表明。
- OFCOMはオブザーバー参加。

2) 卸ブロードバンド・アクセス市場のレビュー

2006年中開始予定

現在のData StreamとIP Streamを組み合わせた単一のビットストリーム商品に規制の焦点を当てることが実際的であるならば、これを考慮。

3) 融合バックホール市場のレビュー

2006年春に開始予定

距離による傾斜料金 (distance gradient)、投入の同等性 (Equivalence of Inputs) 等の問題を検討し、事前規制の枠組みを構築。

4) 音声アクセス及び発信市場のレビュー

2006年末に向けて開始予定

MSAN音声アクセス商品が導入された段階で、事業者事前選択 (CPS) 及び間接アクセス (IA) に係る個別規制を撤廃することが実際的であるならば、これを考慮。

5) 融合アクセス・サービス市場のレビュー

2007年開始予定

VoB (Voice over Broadband)、ブロードバンド・ダイヤルトーン (交換局における物理的な工事を必要とせず、顧客自身が回線をブロードバンド用に切り替えることを可能とするソフトウェア)、従量制ブロードバンド、小売レベルでのNGNベースのVoIPとブロードバンド・ベースのVoIPの競合など。

6) NGN関連の消費者問題への対応

2006年秋開始予定

2003年通信法により全ての電子通信ネットワーク・サービス事業者に課されている一般条件の見直しが2006年秋に予定されており、その一環として、消費者問題に関しOFCOMと業界による共同規制のアプローチを検討。

Ⅲ－22. 英国における料金規制の見直し(1)～電話サービスに係る小売料金規制の緩和～

◆競争事業者が多数存在

電話利用に際し、1,000万世帯以上がBT以外の通信事業者を利用し、400万世帯以上がケーブルネットワークを利用

◆VoIPサービスについて利用の急増が見込まれる

VoIP利用者は50万人超、ブロードバンド利用世帯数が1,000万世帯超

◆LLUにより、多くの通信事業者が既存の電話回線を利用して音声・ブロードバンド・ビデオサービスなどを提供可能

アンバンドル化された回線数は2006年2月までに30万件超

◆携帯電話市場の成長

英国の通話時間総数の31%は携帯電話によるもの

こうした市場の状況を踏まえ

2006年3月21日、OFCOMは、

BTの1984年のBT民営化以降、22年間行なわれてきた「小売回線レンタルと通話料金に対する規制」の撤廃案※
について、OFCOMがパブリック・コンサルテーションを開始。

(意見招請期間：2006年3月21日～5月30日、2006年8月1日施行予定。)

本コンサルテーションの中で、OFCOMは、RPI+0のプライスカップ維持からプライスカップ
廃止まで、4つの提案を行っている。

OFCOMは、BTが固定電話料金に関する確約 (assurance) を行う代わりに、2006年8月1日
以後、現行のRPI+0のプライスカップを廃止するオプションを推奨。

また、OFCOMでは、料金規制撤廃の市場における影響評価や、市場における競争の現状調査のため、
2007年に小売市場のレビューを行なう予定。

※ただし、社会的弱者保護のための主要サービスに対する特別料金保障制度 (BTでは、2007年末までは保持) 及びBTの主要サービスをユニバーサルサービスとして法的義務化

Ⅲ-23. 英国における料金規制の見直し(2)~BTの大口顧客向け相対料金契約の解禁~

2006年4月12日、OFCOMは、BTの大口顧客向け固定通信市場における相対料金(unpublished bespoke prices) 契約の解禁のための条件に関する文書を公表。

「テレコムに関する戦略的レビュー」(2005年6月)で提示した規制緩和策の一環であり、2005年9月~11月に実施したコンサルテーションによる意見を踏まえたもの。

現行制度では、BTは事業者向け加入回線サービス及び国内通信サービスについて同一の公表料金の適用が義務付けられているが、年間100万ポンド(約2億800万円)以上の大口顧客との間において、料金を公表する義務なく相対で契約を締結すること条件付で認める。

BTに課される条件

- 競争事業者がBTの卸売回線レンタル(WLR*)及び電話会社事前選択サービス(CPS**)を利用することにより、競争事業者とBTとが同様の事業者向けサービスを提供できる状況を確認すること。
- 相対料金は、ネットワークコストや小売コストを含む、サービス提供のための全コストに基づき設定される最低価格を下回ってはならない。

- ◆ OFCOMは、BTによるWLR及びCPSの改良が完了する2006年には、競争事業者はBTと同様の加入回線及び国内通信サービスを提供できるものと判断。
- ◆ BTの改良作業が完了した段階で、競争事業者の意見を踏まえた上で、大口顧客向け固定回線市場の規制緩和を実施する予定。

* WLR : Wholesale Line Rental

**CPS : Carrier Pre-Selection

III-24. 英国におけるユニバーサルサービス義務の見直し

○ OFCOMは2006年3月14日にユニバーサルサービス義務の見直しに関するステートメントを発表。

項目	内容
低所得者向けサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・BT及びキングストンには低所得者向けの低料金体系によるサービス提供が義務付けられている。 ・BTは、2007年初頭から、所得補助、失業手当及び年金手当の受給者を対象に新たな低料金制度を設ける。
障害者向けサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・BT等にはテキストリレー(※)などの障害者向けサービスの提供が義務付けられている。 ・テキストリレーサービスの透明性と説明責任の向上のため、利害関係者審議会(Stakeholder Advisory Panel)を設置し、サービスの提供及び実績の計画・報告を毎年発表する。 ・障害者向けサービスに関するその他の見直しに関しては、別途コンサルテーションに付する予定。 <p>※ テキストリレーサービス: 聴覚・発語障害者向けに電話回線上でオペレータが文字を音声に(音声を文字に)変換して中継するサービス。</p>
公衆電話ボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・BT等は、地域の最後の電話ボックスの撤去を計画する場合、同計画をコンサルテーションに付する義務があり、地方自治体は、コンサルテーションの期間内に撤去案を拒否することができる。 ・新ルールは以下のとおり。OFCOMは、新ルールに関し地方自治体向けのガイダンスを公表する予定。 <ul style="list-style-type: none"> - 拒否権の行使は、ユニタリー(独立自治体)、大都市、地区及びこれらに準ずる地方自治体に限定し、その他の地方自治体についてはコンサルテーションのみとする。 - コンサルテーション期間は、現行の42日間から90日間に延長する。 - 拒否権の対象は、現行の「100m以内の最後の電話ボックス」から「400m以内の最後の電話ボックス」に変更する。 - 電話ボックスが繰り返し破壊される場合、BT等に対し、現金を要しない電話ボックスにする自由をより広く認める。
遠隔地における電話回線の敷設	<ul style="list-style-type: none"> ・BT等には、敷設場所にかかわらず、均一料金(住宅用・99.99ポンド(約2万円)による新規回線の敷設が義務付けられている(敷設費用が3400ポンド(約7万円)を超える場合に限り、超過額を顧客が負担)。 ・この3400ポンドという基準は効率性・一貫性の点で道理にかなったものであり、維持することが適当。
機能的インターネットアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・BT等は、28.8kbpsのインターネットアクセスの提供が義務付けられている。 ・「28.8kbps」の基準は、消費者利益と事業者負担の適当なバランスを取るものであり、維持することが適当。
ユニバーサルサービスに係る費用の補填	<ul style="list-style-type: none"> ・BT等が引き続きユニバーサルサービス義務の費用を負担。 ・OFCOMは、今回の見直しが実施された後、2007年にユニバーサル・サービス義務の提供に関する費用便益分析を開始する予定。この分析は2009-10年に実施予定の次回のユニバーサルサービス義務の見直しに反映する予定。

IV-1. 96年連邦通信法 (Telecommunications Act of 96)

基本理念

競争三部作(Competition Trilogy)の推進

- 地域通信市場の競争促進
- アクセスチャージ改革
- ユニバーサルサービス制度の整備

競争ルールのポイント

- (1) 通信事業者に対する相互接続義務の明確化(ILECに対する追加的義務)
- (2) 接続ルールの明確化(RBOCの接続約款に係る州公益事業委員会の承認)
- (3) RBOCの州際サービスへの参入緩和
 - ☞ 設備ベースの競争事業者の存在と当該競争事業者との接続
 - ☞ 接続約款等における14項目のチェックリストの条件クリア
- (4) CATVと通信の相互参入
 - ☞ ILECの業務区域内におけるCATV事業の展開(オープンビデオシステム)
 - ☞ CATVによる通信事業への参入(追加的フランチャイズ取得は不要)
- (5) 非対称規制の制度整備(規制の差し控え(forbearance))

IV-2. 米国における電気通信市場の状況(05年6月)

(2005年6月末時点)

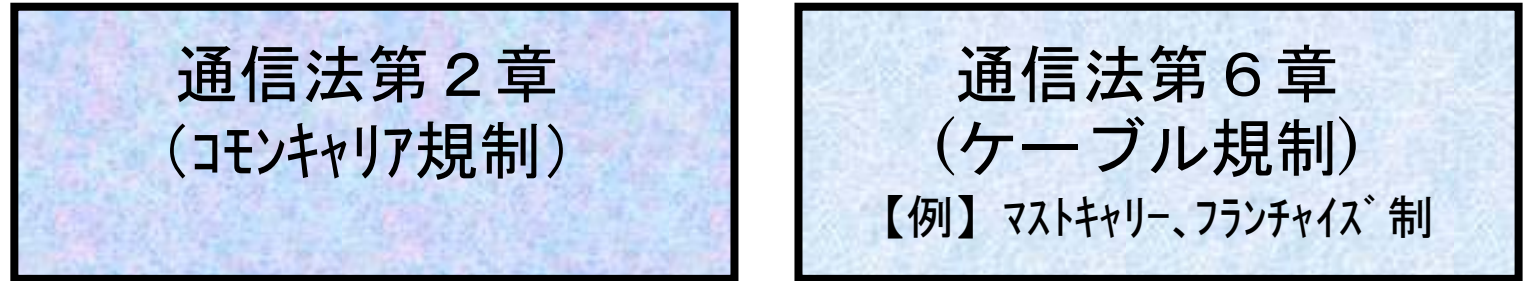
	CATV	RBOC	その他のILEC	他の競争事業者 (CLECs)	合計
ブロードバンドサービス 回線数 (括弧内は市場占有率)	2,394万回線 (55.8%)	1,433万回線 (33.4%)	231万回線 (5.4%)	229万回線 (5.3%)	4,287万回線
電話サービス回線数 (括弧内は市場占有率)	457万回線 (2.6%)	11,907万回線 (66.8%)	2,500万回線 (14.0%)	2,954万回線 (16.6%)	17,818万回線

参考(2004年12月末時点)

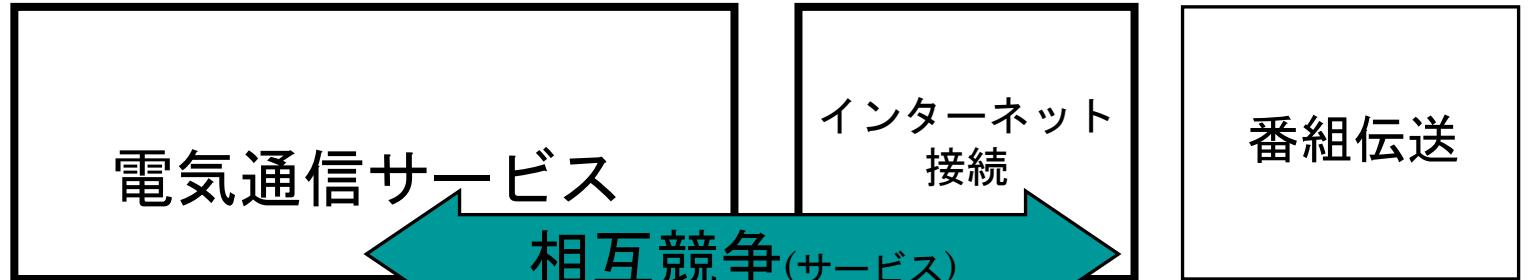
	CATV	RBOC	その他のILEC	他の競争事業者 (CLECs)	合計
ブロードバンドサービス 回線数 (括弧内は市場占有率)	2,136万回線 (56.4%)	1,228万回線 (32.4%)	197万回線 (5.2%)	228万回線 (6.0%)	3,789万回線
電話サービス回線数 (括弧内は市場占有率)	371万回線 (2.1%)	12,209万回線 (68.6%)	2,296万回線 (12.9%)	2,919万回線 (16.4%)	17,795万回線

備考:ブロードバンド市場とは片方向200Kbpsのサービス
出典:FCC

IV-3. 市場の融合とサイロ型の規制



サービス競争



設備競争



IP化の進展

IV-4. VoIPの通信法上の取扱いを巡る議論

通信サービス

■ Vonageのpetition (04年11月, FCC決定)-----”VoIPの所管は連邦政府にある”

- そもそも”location free”のサービス。
- 州内サービスと州際サービスは分離不可能。

■ IPベースサービスへの規制の在り方の検討

- 04年3月、FCCが検討開始。

ケーブルモデム

■ FCC決定 (02年3月)

- ケーブルモデムサービスは、伝送サービス単独で提供されているものではない。
- したがって、全体としてみれば「情報サービス」。

■ Brand X 判決 (05年6月)-----連邦最高裁

- 連邦通信法の定義はあいまい。かかる状況下で、通信法を所管する政府機関 (FCC)が解釈を行うことは正当。ケーブルモデムサービスを「情報サービス」とすることに一定の合理性。

IV-5. VoIPを巡る議論---ブランドX訴訟

■ Portland判決 (00年6月)---第9連邦控訴裁

“CATV合併の認可条件として、ケーブルモデムサービスの開放義務を課すことは可能か。”

□ケーブルモデムサービスは「電気通信サービス」(伝送)と「情報サービス」(インターネット接続)の2つで構成されるもの。

□したがって、CATVの認可に“通信関連”の条件をつけることは不可と判断。

■ FCC決定 (02年3月)

□ケーブルモデムサービスは、伝送サービス単独で提供されているものではない。

□したがって、全体としてみれば「情報サービス」。

■ Brand X 判決 (03年10月)---第9連邦控訴裁

□再度Portland判決を支持。FCCは連邦最高裁判所に上告(04年8月)。

■ Brand X 判決 (05年6月)-----連邦最高裁

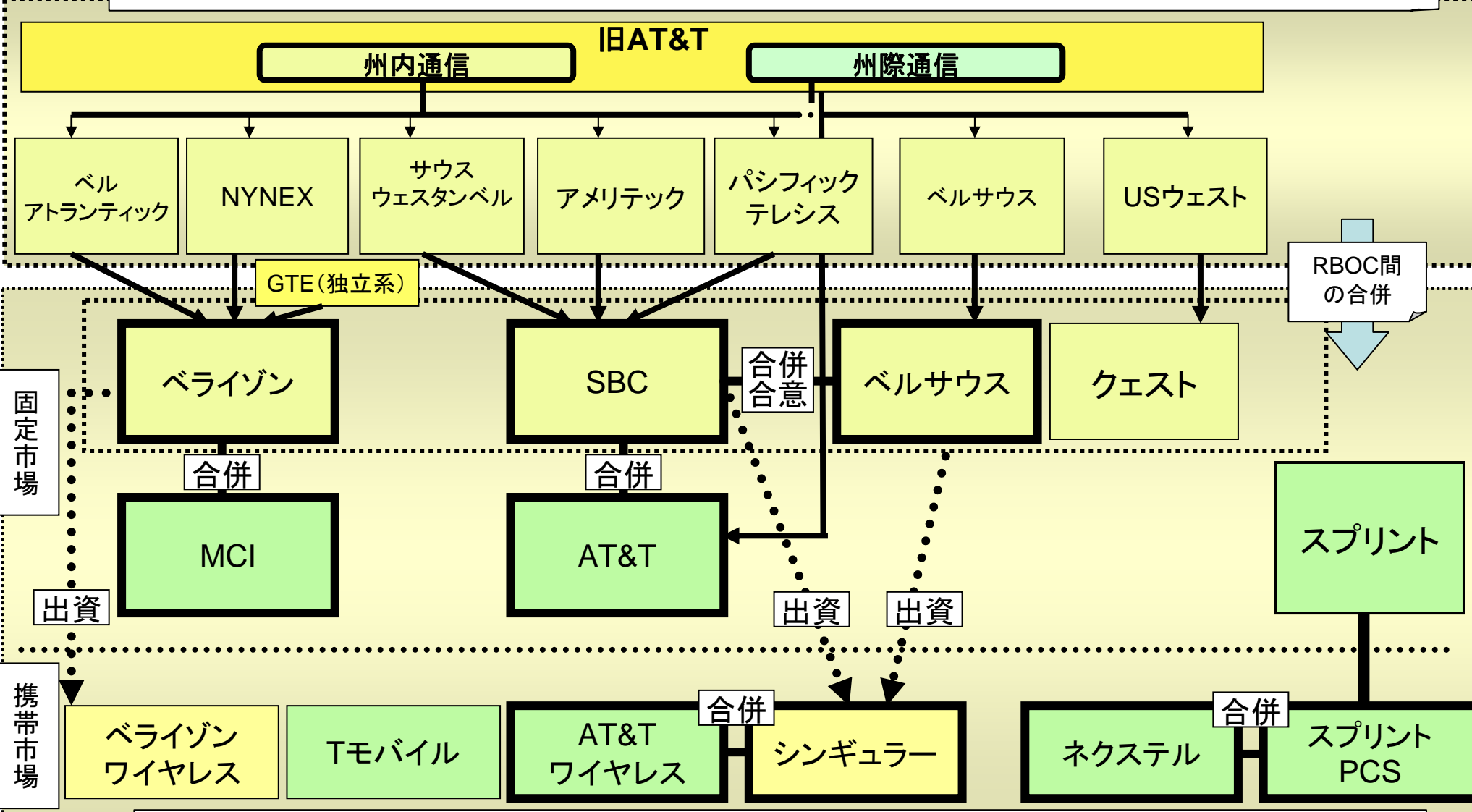
□連邦通信法の定義はあいまい。かかる状況下で、通信法を所管する政府機関

(FCC)が解釈を行うことは正当。ケーブルモデムサービスを「情報サービス」とすることに一定の合理性。

IV-6. 米国通信市場における合併等の動き

1984年

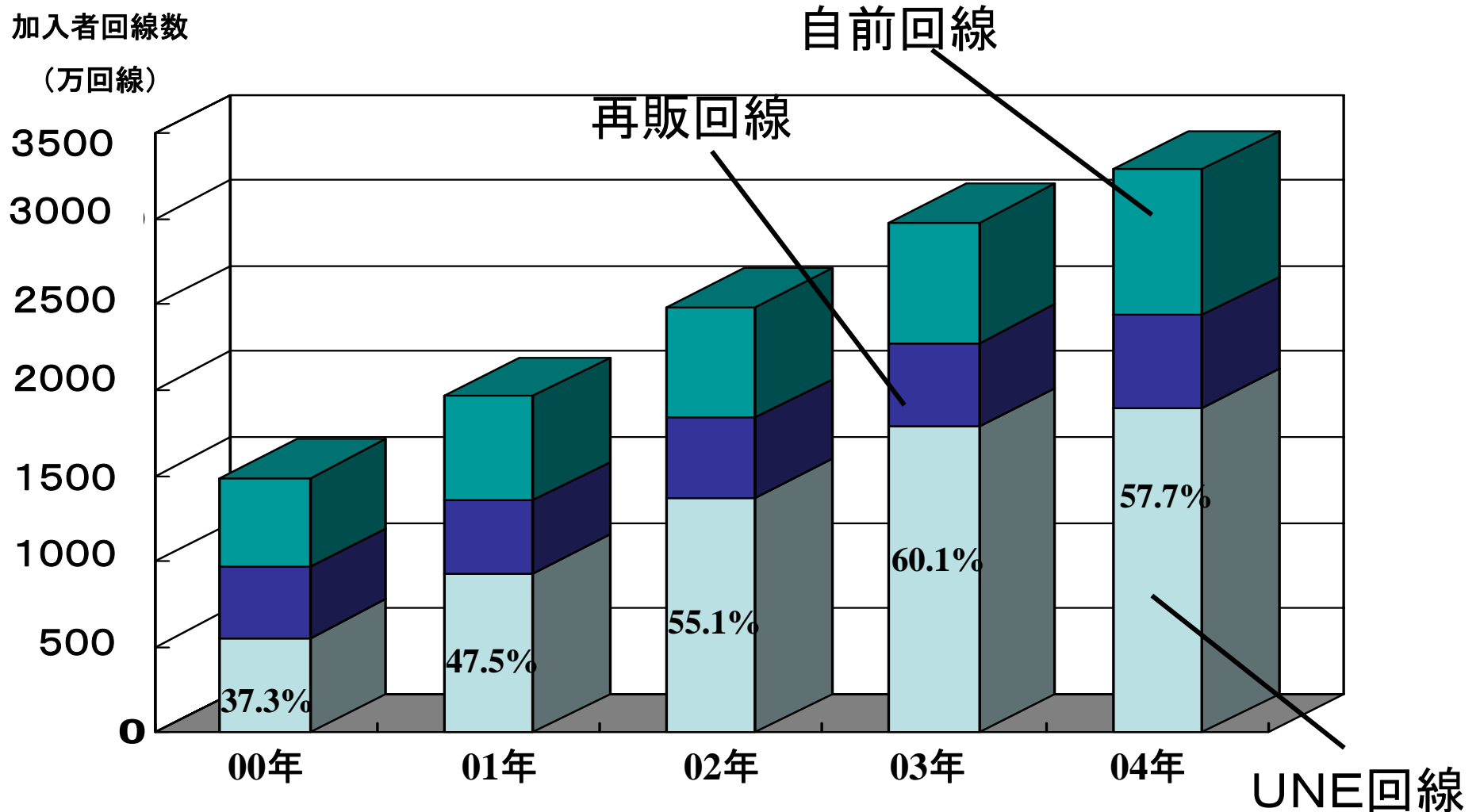
旧AT&Tの分割(各社間の資本関係の分離)



2005年

通信事業者間の合併

IV-7. 競争事業者 (CLEC) の加入者回線数の推移



(注)データは各年12月末現在。グラフ内の数字は全回線数に占めるUNE回線の比率。

(出典)FCC, "Local Telephone Competition Report (As of July 8, 2005)"

IV-8. 接続ルールの見直し

■ 接続ルール(03年2月、規則改定を決定)

- TRO (Triennial Review Order : 3年ごとの見直し)

- 03年8月に改定規則案を公表⇒紆余曲折を経て、05年3月、新ルール施行。

□ ブロードバンド市場の網開放義務の撤廃。

- RBOCとCATVの設備競争が実現、新技術(BPLやWiMax)による更なる設備競争への期待。

□ ナローバンド市場は市内交換機の開放義務を撤廃。

- マス市場の市内交換機については、06年3月より、ビジネス市場の市内交換機については05年3月より開放義務を撤廃。

IV-9. 事業者間精算料金制度の見直し

■これまでの経緯

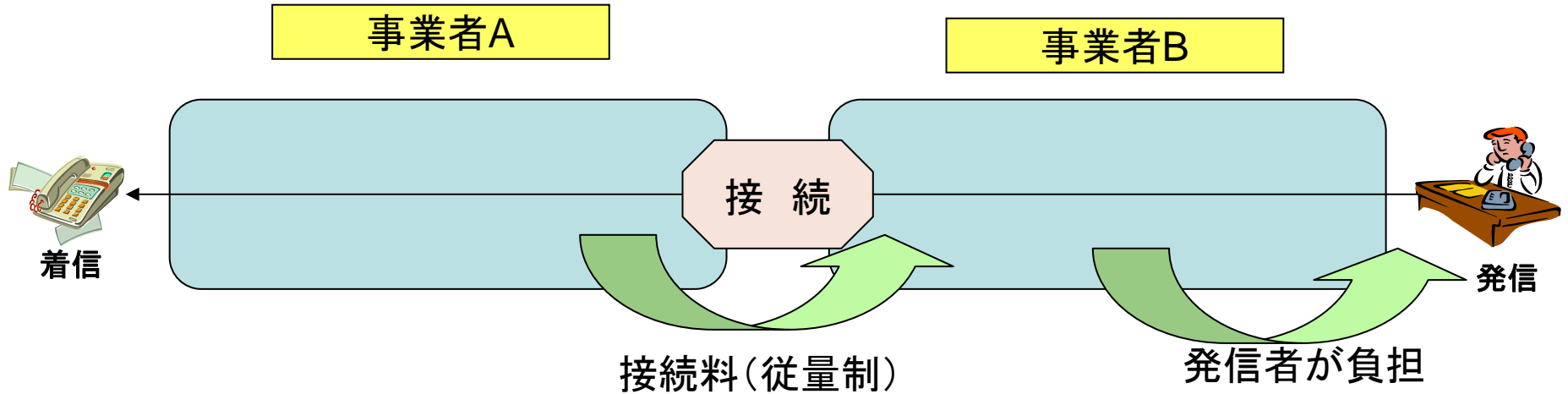
- 01年4月---FCC、制度の見直しに着手。
 - ”今の制度は複雑怪奇で崩壊状態”(Copps FCC委員)
 - 規制の迂回行為(regulatory arbitrage)が発生。

- 05年2月、ICF(Intercarrier Compensation Forum) の提案。
 - ビル&キープ方式への移行を提案。
 - ユニバーサルサービス基金の拡充をあわせて提案。
 - RBOC(Verizon, Bellsouth & Qwest)と地方ILECの脱退。

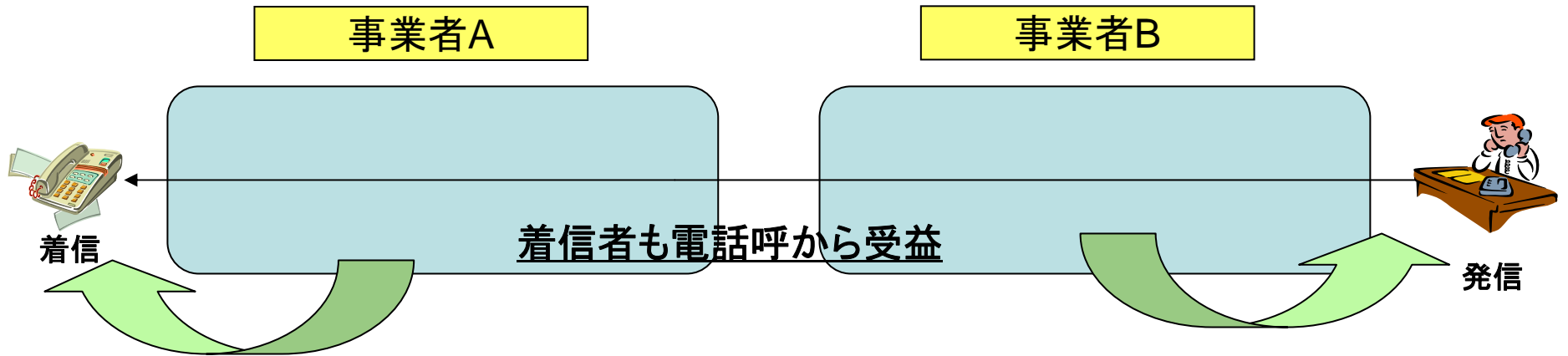
- 05年2月、FCCは民間提案についての意見招請を開始。
 - FCC内部には、ビル&キープ方式そのものへの賛否が存在。

IV-10. ビル&キープ方式の考え方

■これまでの接続料方式



■ビル&キープ方式



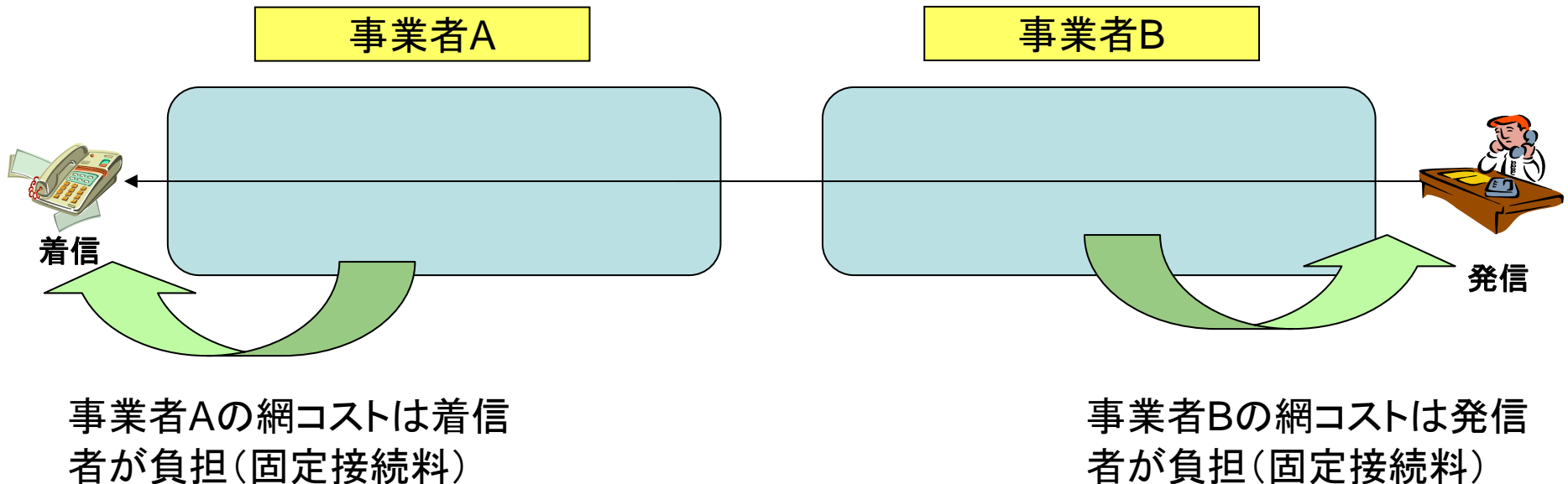
事業者Aの網コストは着信者が負担(固定接続料)

事業者Bの網コストは発信者が負担(固定接続料)

IV-11. ビル&キープ方式の検討課題

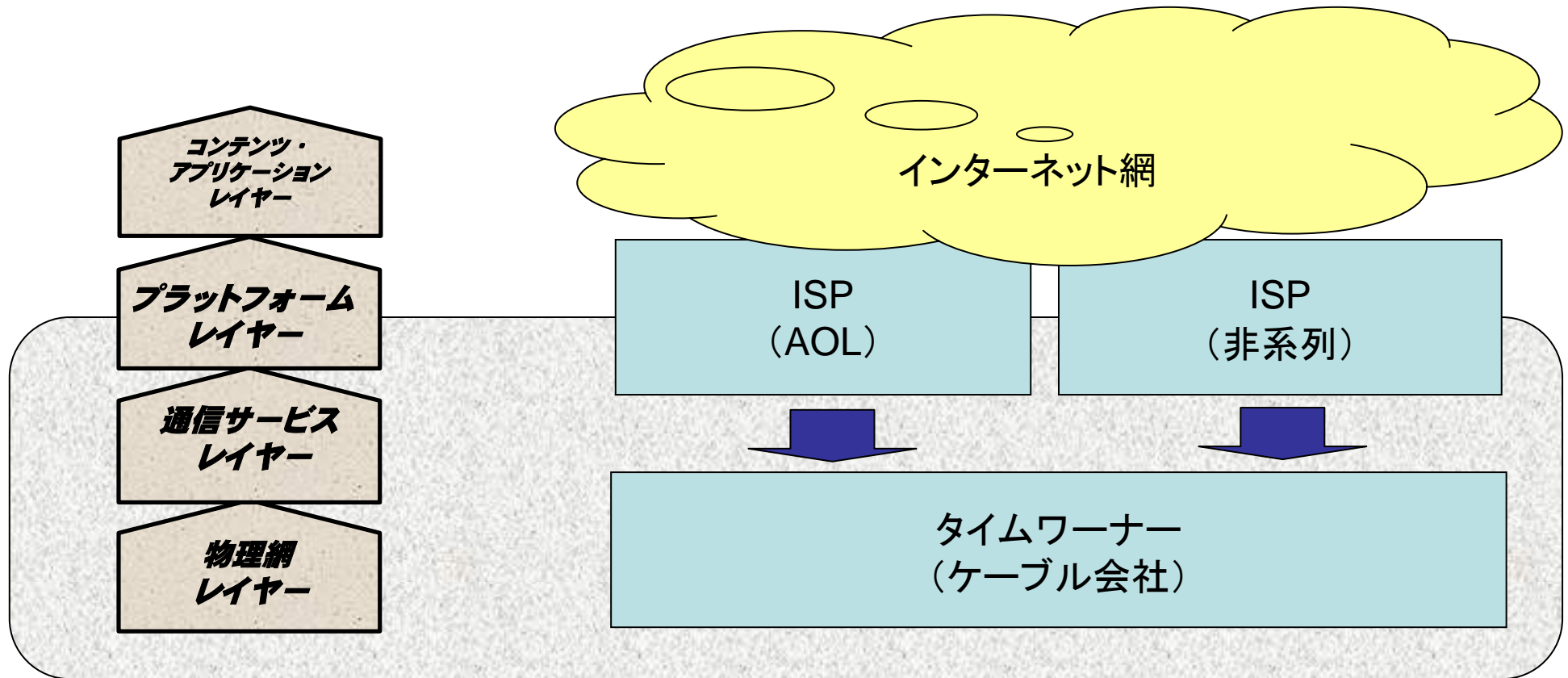
■NARUC提案(04年4月)

- ①すべての事業者が参加する統合的な仕組みであることが必要。
- ②事業者のネットワーク構造やプロトコルの違いによる差別的取扱いの禁止。
- ③競争が進展している市場では市場レートでよいが、市場支配力のある市場では規制当局による措置が必要。



IV-12. AOLとタイムワナーの合併

垂直的統合に関して検討。AOLと非系列のISPが同じ条件でタイムワナーのCATV網を利用できることを義務付け(00年12月FTC同意審決、01年1月FCC認可)。



IV-13. 相次ぐ通信事業者の合併

携帯市場

■AT&T-W + Cingular (04年2月)

---続いてSprint + Nextel (04年12月)

(FCCの考え方)

- 固定と携帯のインターモダル競争は限定的と判断。
- Cingularは従来から固定と相互補完的。AT&T-Wが消滅しても、他の独立系事業者は存在。競争圧力低下とは認められず。
- 一部市場での周波数返還などに留める。

固定市場

■SBC + AT&T (05年1月) / Verizon + MCI (05年4月)

○司法省・FCCは基本的に合併を認可(05年10月)。

■at & t + BellSouth (06年3月)

○今後、司法省・FCCによる審査が実施。

→ いずれのケースも、CLECや消費者団体は「独占力が高まる」として反発。

IV-14. ネットワークの中立性 (network neutrality) を巡る議論

コンテンツ層
(content layer)

論理層
(logical layer)

物理層
(physical layer)

エンドユーザー

■設備事業者の網開放はネット系事業者にとって不可欠。設備事業者がネット系事業者と同様のサービスに力を入れてきて、競合事業者の伝送サービスの品質を下げるなどの懸念。ブロードバンド時代も設備事業者の網開放は不可欠。(アマゾン、eベイ、グーグル、ヤフーなど)

■ネットワークの中立性は必要だが、事業者間の紛争は業界団体主導で解決すれば十分。(ISPの業界団体であるUSIIA)

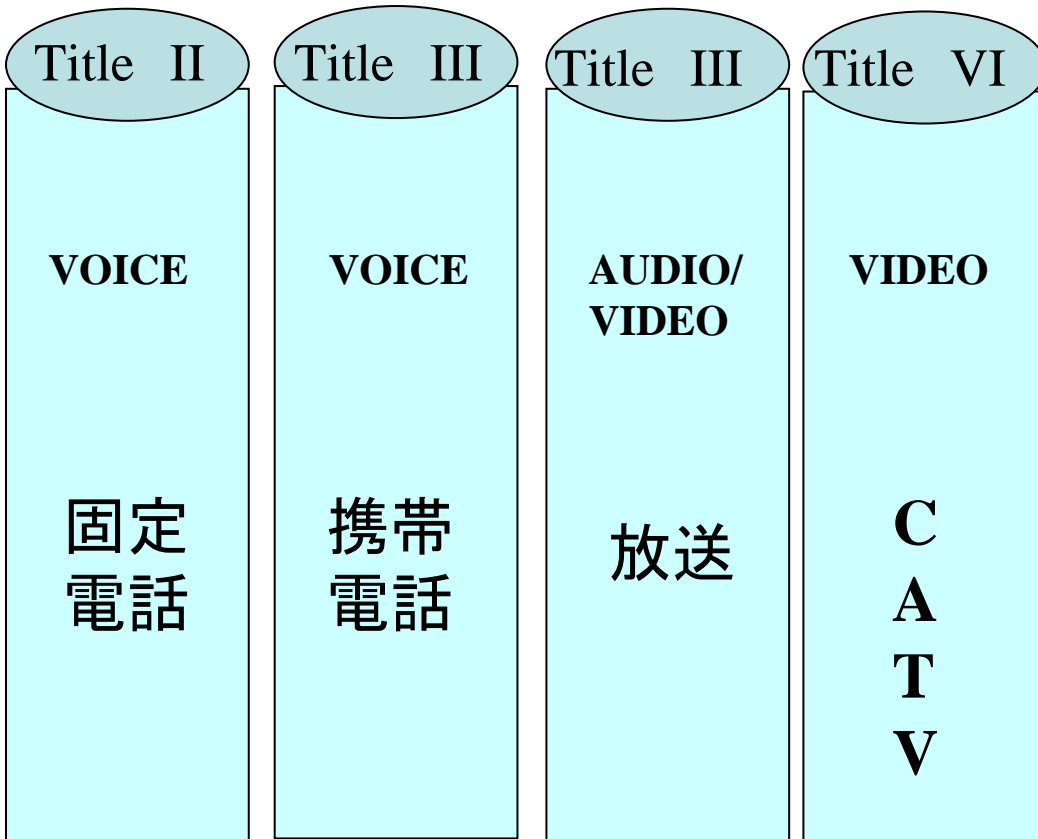
■ネットワークの中立性原則により、RBOCの網開放を競争ルールとして確立することが必要。(CompTel等)

■ネットワークの中立性原則には賛成。しかし、設備競争が十分に進展。網開放義務は不要。(Verizon等)

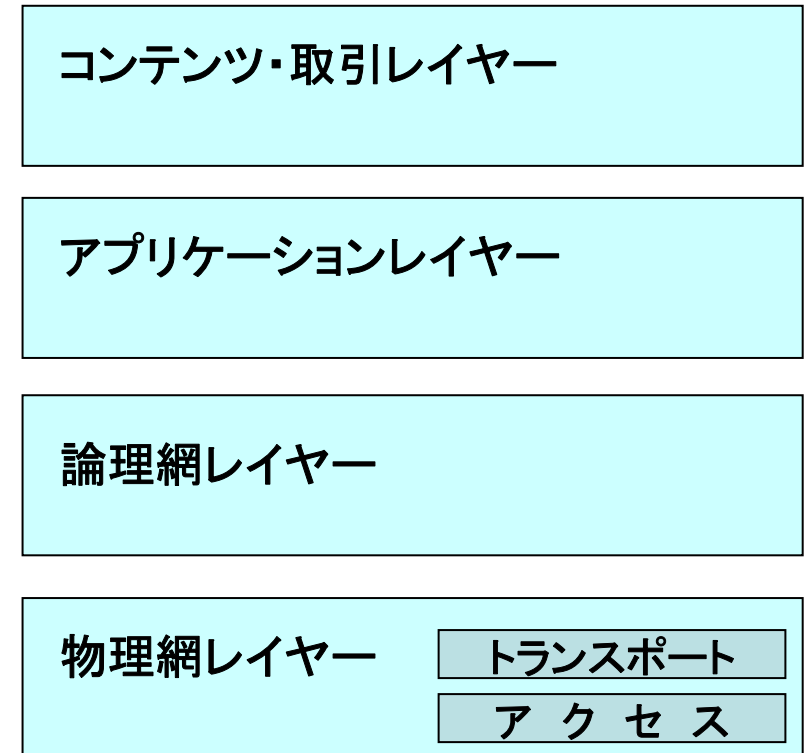
■消費者がエンドエンドで自由にインターネットにアクセスできるよう、ネットワークの中立性原則を確立し、通信キャリアが恣意的に帯域幅などを制約することを排除すべき。(Prof. Lessig, 消費者団体)

IV-15. ネットワークレイヤーモデル (MCI)

現行の規制体系



レイヤードモデル



(出典)R. Whitt (MCI), "A Horizontal Leap Forward : Overview of a Proposed New Public Policy Framework on the Network Layers Model" (December 2003)

IV-16. ネットワークの中立性---ネットワーク開放を巡る議論

■ Public Knowledge “Principles for an Open Broadband Future”

(05年7月)

○ ある企業が必須の通信財に市場支配力又はボトルネック支配を行使している場合、具体的な政府の行動が必要。情報サービス、アプリケーション等の発展・開発を可能とする伝送サービスは一種の「原材料」に相当。

○ ブロードバンド競争が成熟するまでの間、政策当局はドミナント企業が競争市場において市場支配力を行使しないよう行動をとるべき。

○ オープン化原則は全ての公共ネットワークに適用されるべき。例えば、CATV事業者にとってIPTVは収入を減らす可能性があり、これを許容することは想定し難い。

(注) Public Knowledgeは”open internet”を標榜するDCを拠点とするアドボカシーグループ。

IV-17. ネットワークの中立性を巡るFCCの「政策宣言」

■ FCCの政策宣言(05年8月)

ブロードバンド開発を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則
(→現在進行中の政策検討に反映される)

- ① 消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有する。
- ② 消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によってアプリケーションやサービスを享受する権利を有する。
- ③ 消費者は、ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続することができる。
- ④ 消費者は、ネットワークプロバイダ、アプリケーション&サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を享受する権利を有する。

【Cobbs FCC委員のコメント】

“この政策宣言は、FCCがネットワークの中立性を保護する道筋をつけるものだ。”

■ USIIA(US Internet Industry Association) 白書(05年8月)

ブロードバンド・IPサービスに関する10原則を発表。業界による自主規制(self regulation)メカニズムを採用すること(政府による規制は不適當)を主張。

IV-18. 上院における連邦通信法見直しの動き (Ensign法案)

■ブロードバンド投資及び消費者の選択に関する法律案(05年7月)

(Broadband Investment and Consumer Choice Act)

●現状認識

- (1) 96年連邦通信法の制定以降、技術・市場の変化が著しく、通信法の見直しが必要。
- (2) インターモダル競争の進展により、消費者の選択の幅が拡大。
- (3) 機能的に同等(functionally equivalent)なサービスが公平に競争できる政策の枠組みが必要。
- (4) 従来の規制分類によるサイロ型規制(注: サービス類型に基づく規制)は規制の鞘取り・市場の歪みをもたらす。
- (5) 市場の歪みは設備投資意欲を削ぎ、ブロードバンド開発を停滞させる。
- (6) 米国は世界的に見てブロードバンドの普及が遅れており、投資促進を図ることが必要。
- (7) 通信網は本質的にグローバルであり、国内通信事業者がグローバル市場で競争できるよう障壁をなくすことが必要。
- (8) 市場主導型の通信部門に移行する中であっても、低廉(affordable)な基本電話サービスへのアクセスを確保することが必要。
- (9) 政府管理型の競争を改め、消費者の選択と価値を拡大する新しい競争の枠組みが必要。
- (10) デジタル化の進展に伴い、州ごとのパッチワーク的な規制をなくすことが必要。
- (11) 市場参加者は一義的に民間部門であるべきであり、州政府等が民間部門と不必要に競争すべきでない。
- (12) 強固な競争とともに、迅速な番号ポータビリティの確保が必要。

IV-19. 上院におけるネットワーク中立性関連の法案の動き(ワイデン法案)

ワイデン上院議員は、3月2日、ネットワーク中立性の問題に対処するため、独立した初めての法案(The Internet Non-discrimination Act of 2006)を提出することを発表。

本法案は、ネットワーク事業者に対し、インターネット上のコンテンツを同等に取り扱うための以下の具体的規律を規定。

具体的規律

- (1) ネットワーク事業者のネットワークを流れるインターネットコンテンツを、妨げ(interfere with, block)、その品質を低下させ(degrade)、改造し(alter)、変更し(modify)、害し(impair)、変化(change)させてはならない。
- (2) コンテンツ提供者が顧客へより高速にアクセスできる可能な「優先レーン」(追加費用を徴収)及びそれ以外の「低速レーン」を設けてはならない。
- (3) 利用者がインターネットに接続するためのデバイスを選択可能とすること。
- (4) 利用者が無差別的なアクセス及びサービスの提供が受けられることを確保すること
- (5) 利用者及びインターネットコンテンツ／アプリケーション提供者が料金、インターネットサービスの料金及び条件にアクセスできる透明なシステムを保持すること。
- (6) FCCに提出されたネットワーク中立性の問題に関する紛争の立証責任をネットワーク事業者に課すこと。

IV-20. 下院における連邦通信法見直しの動き(Barton法案)

下院エネルギー商業委員会 Barton委員長が、本年4月6日、「Communications, Promotion, and Enhancement Act of 2006 (COPE Act)」を提出。昨年夏から検討されてきた包括的な通信法見直し案 (BITS II) をあきらめ、論点を絞った法案。

第1章: 全国ケーブルフランチャイズ、

第2章: ブロードバンド政策表明の法執行(「ネットワーク中立性」の問題を取扱)

第3章: インターネット電話/E911、第4章: 自治体によるサービス提供

第2章 ブロードバンド政策表明の法執行

- FCCは、先に発表した「FCCのブロードバンド政策声明及び原則」(注)を執行する権限を有する。
- 上記権限は、紛争事案の処理及びその執行に関するもののみ。上記にかかる規則制定権限を付与するものではない。

(注) FCCのブロードバンド政策声明及び原則 (05年8月)

ブロードバンド開発を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則
(→現在進行中の政策検討に反映される)

- ① 消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有する。
- ② 消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によってアプリケーションやサービスを楽しむ権利を有する。
- ③ 消費者は、ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続することができる。
- ④ 消費者は、ネットワークプロバイダ、アプリケーション&サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を楽しむ権利を有する。

【Copps FCC委員のコメント】

「この政策宣言は、FCCがネットワークの中立性を保護する道筋をつけるものだ。」

→ インターネット事業者 (Amazon.com, eBay, IAC, Microsoft, Yahoo) は、「FCCがネットワーク中立性分野でFCCを無力化するものである」と委員長宛書簡を發出し、本法案を批判。

IV-21. 米国におけるブロードバンドサービスに対する規制差し控え

FCCは、本年3月20日、Verizonから提出されたブロードバンドサービスに対する通信法第二章(コモンキャリア規制)等の義務の差し控えのPetitionを容認。

その結果

- Verizonに対するブロードバンドサービス(注)の料金、接続等の規制が免除。
- ただし、ユニバーサルサービス基金への拠出については、当分の間、継続的に支払う。

(注) フレームリレー、ATMセルリレー、IP-VPN及び光サービス

FCCの考え方

- マーティン委員長・テート委員(共):

競争が有効に機能しており、新たなブロードバンド技術の普及を阻害する分野を規制緩和

- コップス委員、エーデルシュタイン委員(民):

かかる重大な決定を行うに当たり、Petitionのプロセスは不適當。この結果、料金上昇、接続の不都合、Verizonの差別的取扱等の是正が困難化のおそれあり。

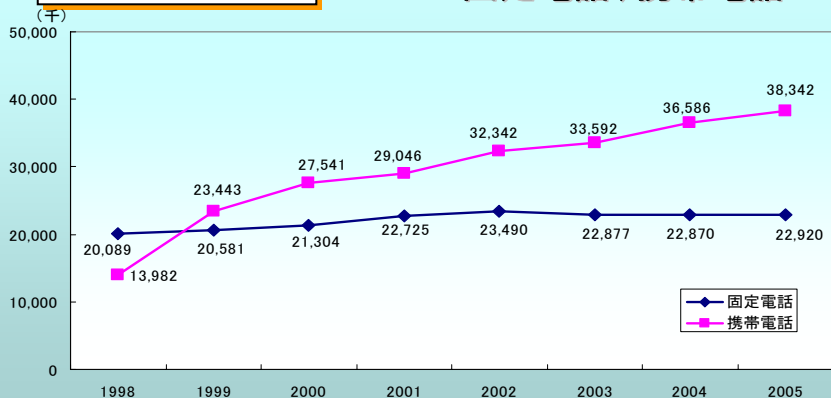
CompTel(米国競争事業者協会)

- 3月29日、ワシントン控訴裁に再審請求(Petition for Review)を申請。

V-1. 韓国における市場の現状(1)

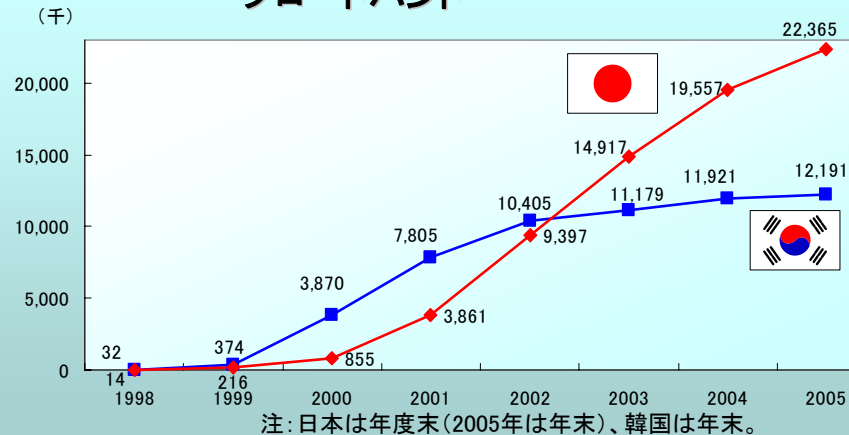
加入者数の推移

固定電話、携帯電話



【出典：韓国MIC資料により作成】

ブロードバンド



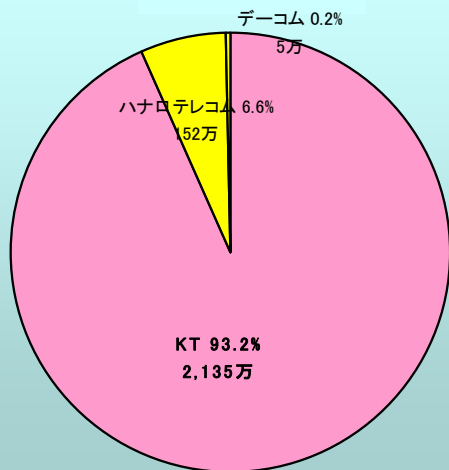
注：日本は年度末(2005年は年末)、韓国は年末。

【出典：韓国MIC、総務省資料により作成】

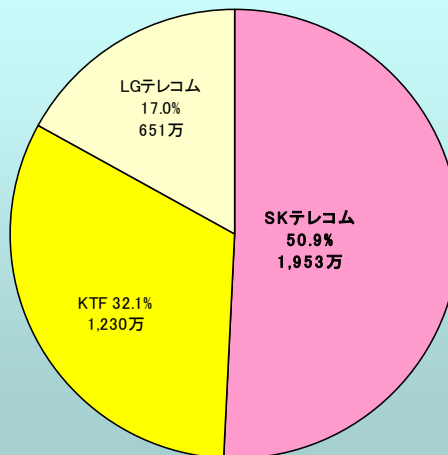
加入者シェア

(2005年末)

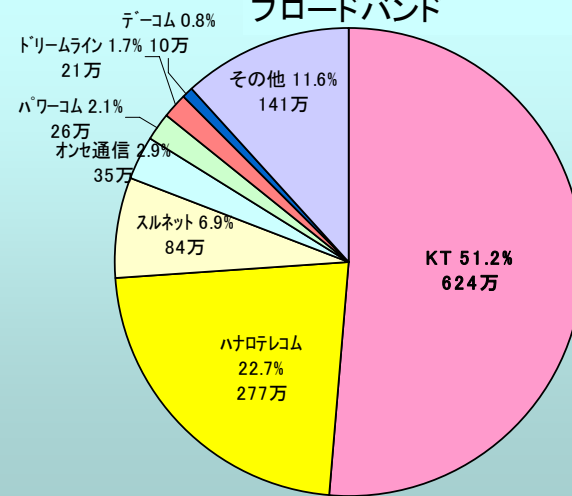
固定電話



携帯電話



ブロードバンド



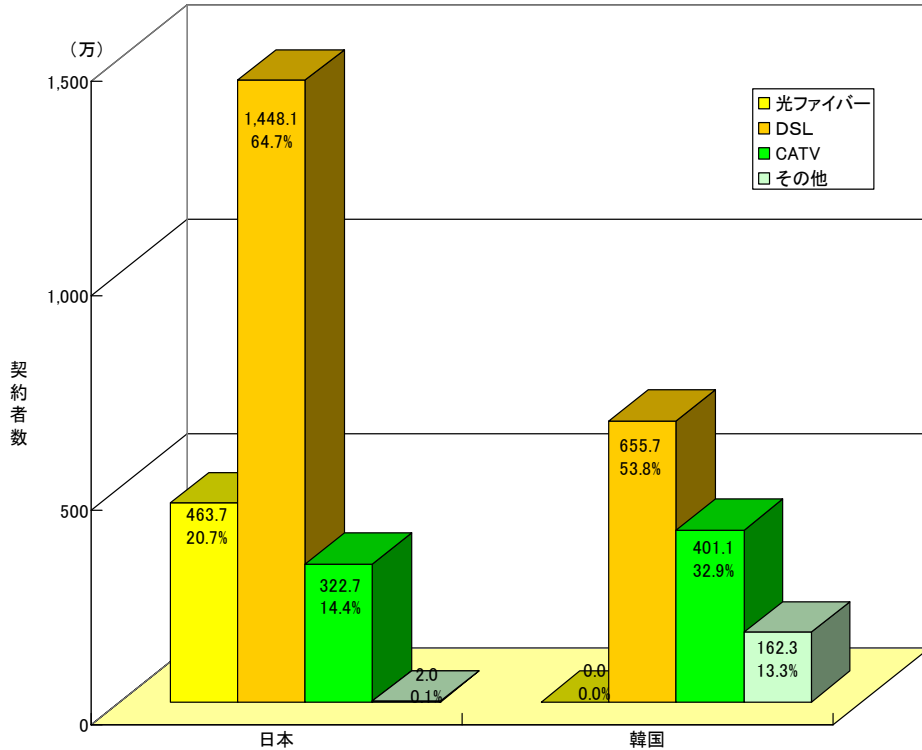
【出典：韓国MIC資料により作成】

注：日本のブロードバンドは、xDSL、FTTH、CATV、FWAの加入者数の合計。

韓国のブロードバンドはxDSL、CATV、衛星、アパートLAN(幹線部分に一部光ファイバを用い、加入者側では電話線やケーブルを用いたブロードバンドサービス)の加入者数の合計。 71

V-2. 韓国における市場の現状(2)～ブロードバンドに関する日韓比較～

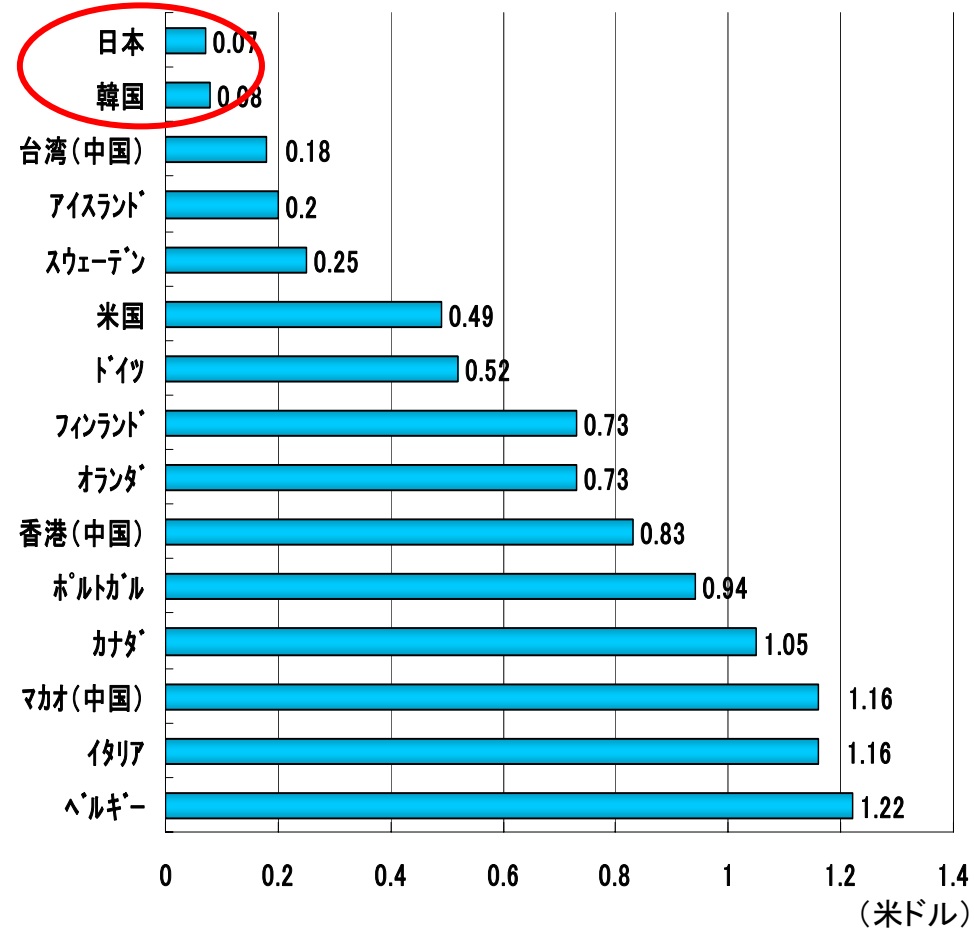
ブロードバンドの利用形態別契約者数



(注) 韓国の「その他」は、アパートLAN、衛星
日本の「その他」は、FWA

【出典:韓国MIC(2005年12月)、総務省(2005年12月)により作成】

ブロードバンド料金の国際比較(100kbpsあたりの料金)



(注) 各国のDSL及びケーブルインターネットの提供速度及び提供料金を基に、100kbpsあたりの料金に換算し比較

【出典:The Internet of Things 2005(ITU)資料により作成】

V-3. 韓国の競争政策の推移

市内

長距離・国際

移動通信

ブロードバンド 関連政策

通信部の電気通信事業運営部門

韓国電気通信公社

1981年 市内固定通信、長距離通信、国際通信

デーコム

1982年設立 データ通信

1981

1991

電気通信基本法、電気通信事業法 全面改正(1991)

KT

1991年 株式会社化

1994年 政府保有株式の放出開始

■国際通信複占制
導入(1991)

1991年 国際通信

電気通信基本法、電気通信事業法 改正(1996)

■市内通信市場に競争導入(1996)

■長距離市場に競争導入(1996)

■国際複占制廃止(1996)

■移動通信市場に競争導入(1996)

ハナロ通信

1997年設立

オンセ通信

1996年設立 国際通信

1996年
長距離通信

SKテレコム
1996年設立

LGテレコム

KTF

1997年設立

1999年
長距離通信

1996

1997

1999

2000

2002

2003

2004

2002年 完全民営化

■ユニバーサルサービス基金制度導入(2000)

■ローカルループアンバンドル(LLU)導入(2001)

■2004年以降の接続料算定にLRIC導入を決定(2002)

■固定電話の番号ポータビリティ開始(2003)

■携帯電話の番号ポータビリティ開始(2004)

■インターネット電話を基幹通信役務に指定(2004)

情報化促進基本法(1995)

■情報化促進基本計画の策定(1996)

■Cyber Korea 21の策定(1999)
(第2次情報化促進基本計画)

■e-Korea VISION 21(2002)
(第3次情報化促進基本計画)

■Broadband IT Korea Vision
2007(2003)
(第4次情報化促進基本計画)

■U-Korea推進戦略の策定(2004)

V-4. 競争ルールの枠組みについて

電気通信事業法において競争ルールを規定

電気通信事業の区分

- 設備の有無・提供する役務に応じた事業区分
- 参入規制、外資規制

料金・約款規制

- 市場占有率等により指定を受けた事業者に対する非対称規制(利用約款 認可／届出)

接続規制

相互接続
設備の共用等

- 不可欠設備保有、市場占有率等により指定を受けた事業者に対する非対称規制
(相互接続、設備共用等の義務の有無)

接続料の算定基準

- 算定方式は情報通信部長官が定める
 - 市内、長距離・国際、移動、インターネット電話について、算定基準を規定
 - 移動については、加入者数の順位に応じた、算定基準を規定

接続協定(認可／届出)

ユニバーサルサービス

- ユニバーサルサービスの範囲は、市内電話、公衆電話等
- 補填額の算定は、全国144の圏域に分けて費用が収入を上回る圏域につき、上回った部分を合計
- 拠出方法は、各事業者の電気通信事業収益に基づいて決定

V-5. 電気通信事業の区分等

事業区分は電気通信設備の設置状況、役務の区分により3区分に規定

回線の設置	電気通信回線設備の設置	電気通信回線設備の非設置	
役務区分	<p>基幹通信役務等 (市内、長距離、国際、移動、インターネット接続、インターネット電話 等)</p>		<p>附加通信役務のみ (基幹通信役務以外の役務)</p>
事業区分	基幹通信事業者	別定通信事業者	附加通信事業者
参入規制	許可	登録	届出
外資規制	<p>49%</p> <p>(注)KTは、 ①外国人が筆頭株主になることはできない。 ②外国人株主1名が保有できる株式数の上限は15%</p>	なし	なし

V-6. 料金・約款規制、接続規制

料金・約款規制

- 市場占有率等により指定を受けた基幹通信事業者は、指定された役務につき利用約款認可制(それ以外の基幹通信役務については届出制)
- それ以外の基幹通信事業者は、基幹通信役務につき利用約款届出制

- 役務毎に、指定基準(売上額及び市場占有率)を規定
- 基準に該当する事業者を指定

役務名	事業規模 (前年度売上額基準)	市場占有率 (売上高)	事業者名
市内電話	24,500億ウォン以上	50%以上	K T
携帯電話	72,000億ウォン以上		S Kテレコム
インターネット接続	19,000億ウォン以上		K T

【出典:韓国MIC告示(2005.7.12)】

接続規制(相互接続、設備の共用等)

- 不可欠設備の保有又は市場占有率等により指定を受けた基幹通信事業者は、接続に関する非対称規制を受ける

- 不可欠設備の保有者を指定
- 役務毎に、指定基準(売上額及び市場占有率)を規定
- 指定基準に該当する事業者を指定

不可欠設備を保有する事業者

役務名	事業者名
市内電話	K T

指定基準(事業規模、市場占有率)、事業者の指定

役務名	事業規模 (前年度売上額基準)	市場占有率 (売上高)	事業者名
市内電話	24,500億ウォン以上	50%以上	K T
携帯電話	72,000億ウォン以上		S Kテレコム
インターネット接続	19,000億ウォン以上		K T

【出典:韓国MIC告示(2005.7.26)より作成】

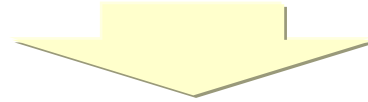
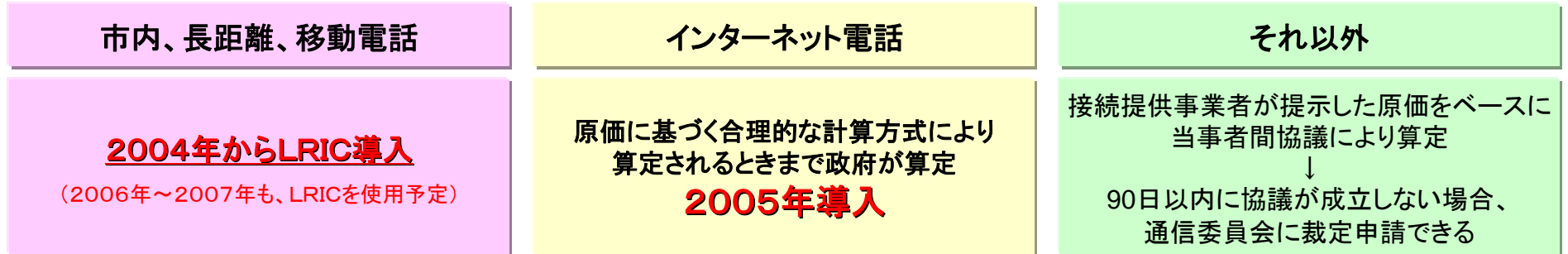
(注)1ウォン=約0.12円

規制対象	指定を受けた 基幹通信事業者	その他の 基幹通信事業者
<ul style="list-style-type: none"> ■ 相互接続 ■ 電気通信設備の提供、共用、コロケーション ■ 接続に必要な情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他事業者から要請された場合、義務 ■ 接続協定 認可 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他事業者から要請された場合、任意 ■ 接続協定 届出

V-7. 接続料の算定

接続料の算定

- 相互接続の利用代価の算定方法等は、役務の内容毎に情報通信部長官が基準を定める



市内、長距離の接続料

- 2003年末で加入者が最も多い事業者(KT)の接続料を同一に適用

移動電話の接続料

- 加入者数に応じた接続料算定方式を適用

加入者数第1位の事業者の接続料を基準に、周波数特性やトラフィックの違いを考慮して第2位、第3位の事業者の接続料を決定

インターネット電話網への接続料

- 全てのインターネット電話事業者に同一に適用
- 接続料(ゲートウェイ等)は、PSTNの交換機設備の接続料の80%相当
- 別定通信事業者は上記に加え、基幹通信事業者のインターネット網への接続料として、ブロードバンド料金の平均の5%相当額を加算

(参考) インターネット電話に関する制度整備(2004)

目的：・ All-IP化に備えたインターネット電話の制度化
・ 新規サービス、新規参入促進による活性化
・ 参入制度、番号体系、品質条件整備による競争環境整備
・ インターネット電話設備等の関連産業の世界進出

- 基幹通信役務化
- 識別番号「070」の付与
- 品質基準の設定 等を実施

V-8. 韓国のユニバーサルサービス制度の概要①

韓国におけるユニバーサルサービス制度(普遍的役務損失補填金制度)は、2000年に創設

ユニバーサルサービスの定義

すべての利用者がいつでもどこでも適正な料金で提供を受けることができる基本的な電気通信役務

(電気通信事業法2条1項の3)

ユニバーサルサービスの範囲

- 有線電話サービス(市内電話、市内公衆電話、離島通信)
- 緊急通信用電話サービス(特殊番号電話、船舶無線電話)
- 障害者・低所得者に対する料金割引サービス

(電気通信事業法施行令2条の2)

ユニバーサルサービスの提供事業者

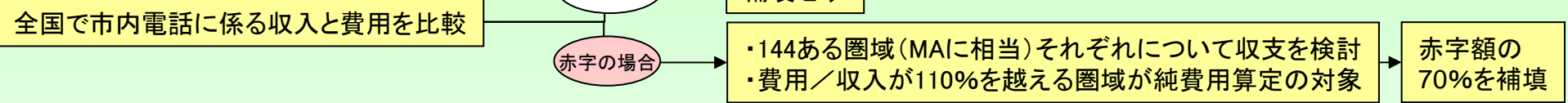
- 市内電話、市内公衆電話、離島通信、船舶無線電話(これらの役務のみが補填対象)
KT
- 緊急通信
KT、ハナロ通信、デーコム、オンセ通信、SKテルリンク、SKテレコム、KTF、LGテレコム、KTパワーテル
- 障害者等に対する料金減免
KT、ハナロ通信、デーコム、オンセ通信、SKテルリンク、SKテレコム、KTF、LGテレコム、リアルテレコム

V-9. 韓国のユニバーサルサービス制度の概要②

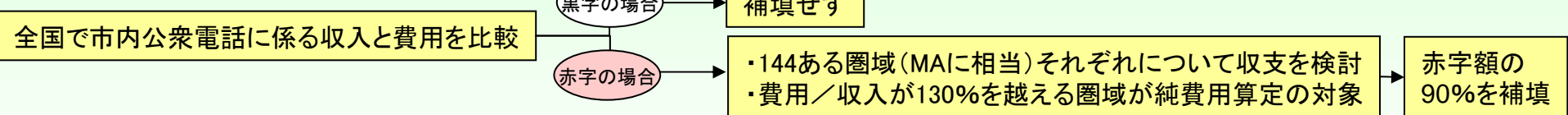
補填額の算定

- 補填対象となる役務: 市内電話、市内公衆電話、離島通信、船舶無線電話
- 市内電話・市内公衆電話については以下の方式で算定を行う。離島通信、船舶無線については収入費用方式(相殺型)で算定

市内電話



市内公衆電話



- 補填額の推移

(単位: 億ウォン)

	市内電話	市内公衆	離島通信	船舶無線	合計
'00		403	195	195	793
'01		365	205	194	764
'02	1,571	301	173	149	2,194
'03	433	510	150	115	1,209
'04		447	97	121	666

※ 2002年については、全国で市内通話に係る収入と費用を比較する規定が一時的に適用されなかったため、補填額が大きくなった。

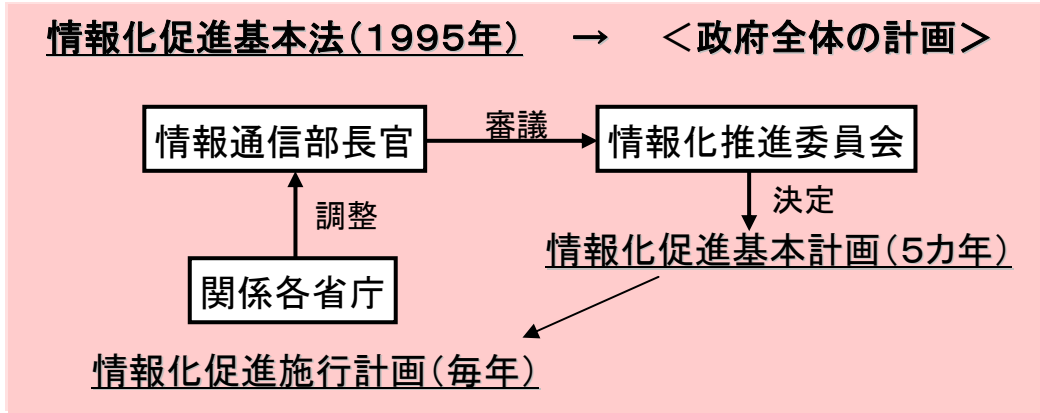
基金への拠出方法

- 基金への拠出事業者
 - ・原則: すべての基幹電気通信事業者が拠出義務を負う。
 - ・例外: ①自ら普遍的役務を提供する場合は減免、②小規模事業者(年間の電気通信事業収益が300億ウォンを下回る事業者)は免除
- 基金への拠出方法: 電気通信事業収益ベース
- 拠出事業者(2004年分): 総額666億ウォン
 - SKテレコム(254億ウォン)、KT(202億ウォン)、KTF(120億ウォン)、LGテレコム(59億ウォン)、デーコム(6.7億ウォン)、ハナロ(4億ウォン)、パワーコム(6億ウォン)、その他7社(計14.3億ウォン)

V-10. 韓国のブロードバンド政策

「u-KOREA基本計画」(2006年3月7日)

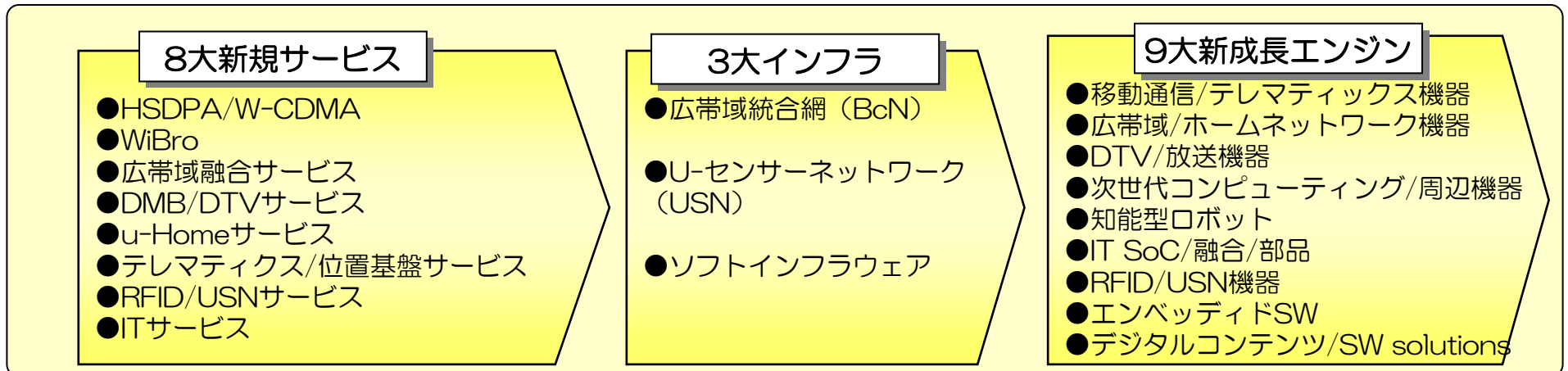
- 情報化促進基本法(1995年8月)に基づく、国家情報化基本計画として韓国政府が策定。



- 1996年 第1次情報化促進基本計画
- 1999年 Cyber Korea 21
(第2次情報化促進基本計画)
- 2002年 e-KOREA VISION 21
(第3次情報化促進基本計画)
- 2003年 Broadband IT Korea Vision 2007
(第4次情報化促進基本計画)
- 2006年 u-KOREA基本計画
(第5次情報化促進基本計画)

「IT839戦略」(2004年5月19日) (2006年9月より第2期「u-IT 839戦略」)

- 情報通信部によるIT産業発展戦略
- 8大新規サービスの導入、3大インフラの構築、9大新成長エンジンを立ち上げ、世界のIT市場でのシェア拡大、国民所得2万ドル達成を目標。



V-11. WiBroの事例

WiBro (Wireless Broadband)とは

- 韓国で開発された高速無線通信技術。「Mobile WiMAX」(IEEE802.16e)規格の一部として標準化(2005年)。
- ノートPCやPDA、携帯などで、時速60kmでの高速移動中に1Mbps級の無線ブロードバンド利用が可能(2.3GHz帯)。
- IT839戦略の8大新規サービスの一つ。2010年までに800万人の加入者を目指す。
- WiBroサービス免許の交付に、有効競争、重複投資の軽減、サービスの発展を考慮

WiBroと既存サービスの比較

区分	公衆無線LAN	WiBro	携帯電話 cdma 1x EV-DO
通信速度	1 Mbps以上	約 1 Mbps	約100kbps
移動性	歩行	時速60km以上	時速250km以上
利用端末機	デスクトップ PC、 ノートPC、PDA	ノートPC、PDA、携帯	携帯、一部PDA
セル半径	約100m	約1km	1km~3km
料金制	定額制	従量制+定額制	従量制

出典：ETRI資料「WiBroサービス」を基に(財)国際通信経済研究所作成



無線LANと携帯電話の中間的な位置づけ

政府主導のWiBro推進体制

情報通信部主導のプラン

免許交付に関する政策的目標

産官による 標準化、R&D

効果的かつ公正な市場環境の確保

3年間で500万加入を越えた場合、
MVNOの参入を推進

重複投資の軽減

ローミングや基地局共有の促進



KT、SKテレコム、ハナロ・テレコムに免許交付

(ハナロはその後、MVNOとしての参入に変更。)

VI-1. 諸外国におけるSIMロック・販売奨励金関連規制の状況(1)

SIMロック規制を実施している事例

仏国

- 端末への販売奨励金に関する最低限の収入を事業者が回収するため、6ヶ月間はSIMロックが認められている。
- SIMロックの解除は、6ヶ月経過後、無料で実施。(ARCEP決定(2004年3月24日))。

イタリア

- 18ヶ月間の範囲内で、SIMロックが認められている。その後SIMロックは無料で解除。
- 9ヶ月後以降は、顧客の希望によりSIMロック解除に応じる必要があるが、その際の違約金は、受け取った販売奨励金の50%を超えてはならない。(決定(2006年2月21日))。

デンマーク

- 6ヶ月を超えてSIMロックを継続することは禁止されている。

SIMロック規制を撤廃した事例

英国

- OFTELがSIMロックを規制するガイドラインを発表(1998年)
- OFTELが上記ガイドラインを撤廃(2002年)
 - ・SIMロックは、一定の利用者が事業者を変更する上で、依然として障害
 - ・しかしながら、SIMロックが利用者にも与える影響について、より明確に把握しないまま、本規制を維持することは不適切
 - ・一定の利用者がSIMロック規制から便益を得るにしても、携帯電話市場の一般的な競争状況に照らすと不釣り合いの規制
 - ・むしろ、事業者主導によるユーザー意識の向上に期待

VI-2. 諸外国におけるSIMロック・販売奨励金関連規制の状況(2)

SIMロック規制が行われていない事例

米国

- 特段の規制はない。
- 事業者の判断により、SIMロック解除を行うかどうかや、解除の条件、手数料について対応が異なる。
→ ・T-Mobileは、少なくとも90日間の継続で顧客の端末のSIMロックを解除。
・Cingular Wirelessは、SIMロック解除を行っていない。

EU

- 特段の規制はない。

販売奨励金を禁止した上で、3G端末のみ規制を解除・緩和している事例

韓国

- 販売奨励金を電気通信事業法で禁止(2003年)
・販売奨励金が加入者数の少ない後発の事業者の経営を圧迫していること等が、導入の理由
- 3G端末に限り、販売奨励金に対する規制を解除(2004年)
・3G端末の普及が目的。2G端末については引き続き規制
- ※ なお、韓国はCDMA2000が採用されており、SIMロックに対する規制は行われていない

フィンランド

- 2G端末の販売奨励金を禁止する一方、3G端末は、販売奨励金を伴う契約及びそれに伴うSIMロックを最長2年を限度に認める。
・3G端末の普及が目的。